

1. 議事日程

〔平成22年第1回安芸高田市議会3月定例会第9日目〕

平成22年 3月 2日
午前10時 開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等 之
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

5番 和 田 一 雄 8番 山 根 温 子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総務企画部長	清 水 盤
市 民 部 長	山 本 数 博	福祉保健部長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	金 岡 英 雄	建設部長兼公営企業部長	廣 政 克 行
消 防 本 部 消 防 長	光 下 正 則	教 育 次 長	田 丸 孝 二
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	長 井 敏	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	深 本 正 博	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文

政策企画課長 竹本峰昭

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	益田博志	事務局次長	西原裕文
主査	森岡雅昭	主任	倉田英治



午前 10時00分 開議

○藤井議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
事務局長 益田博志君。

○益田事務局長 諸般の報告をいたします。第1点、監査委員より平成21年度財政援助団体等に対する監査報告書の提出がありました。第2点、議会運営委員会より、今定例会会期中に行う所管事務調査について通知がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において5番 和田一雄君、8番 山根温子さんを指名いたします。



日程第2 一般質問

○藤井議長 日程第2、一般質問を行います。
ここで、本定例会の一般質問の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。

○金行議員 報告します。本定例会4日目に一般質問の通告の締め切りを受け、議会運営委員会を開き、一般質問の取り扱いについて協議いたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。
受け付けた通告書は15件でした。よって、日程は3月2日及び3月3日の2日間とし、質問は届け順に2日が8人、3日が7人といたします。なお、今回からの一般質問は一問一答方式とし、質問の持ち時間は答弁を省いて1議員当たり30分以内でございます。

以上で報告を終わります。

○藤井議長 一般質問の運営については、ただいまの委員長の報告のとおりといたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番 和田一雄君。

○和田議員 5番、尊和会、和田一雄でございます。今回初めて一問一答方式を採用されまして、私の今の心境は、今を時めく龍馬の言葉で言いますと、けんど緊張しちゅうがぜよということになるろうかと思えます。ただいまから質問をさせていただきます。

まず、昨年の12月、第4回の定例会におきまして、一般質問の答弁について検討課題、いわゆる未既決の検討課題があります。そのことについて、いまだ発表を聞いておりませんし、私もその理解をしていないと思います。それは、各多くの同僚議員さんもそういったことがあるのではないかと思います、その点、いかに今お考えか、市長の答弁をお聞きしたいと思います。

○藤井議長 1項目めの質問をまず。

○和田議員 済みません、今の1項目めの質問でございます。よろしく願いいたします。

質問内容でございますが、今申しましたように、2点ほどの質問事項、これはクリスタルアージュに飲食施設を設けていただきたいということと、それから駐車場を公園にできないかという質問でございます。市長の答弁を頼みます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。ただいまの和田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

クリスタルアージュへの飲食設備についての御質問でございます。

クリスタルアージュは、建設してまだ2年4カ月という新しい施設でございます。建設当時、検討委員会が設けられまして、十分論議されて現在に至った経緯がございます。私といたしましては、いまして様子を見てまいりたいと思っております。議員御指摘の要望等も私も聞いておりますので、今後の文化施設の機能強化も含めた課題として受けとめさせていただきます。

この今後の課題というのが聞けんとおっしゃいますけど、我々これ、行政用語で課題と、今当面できませんというとやっぱり議員さんのメンツもあるんで、課題としていう表現をさせてもらってますので、その辺のことは理解してもらいたい。はっきり言えば、今のところまだつくったばかりなんで、議員さんの御指摘もわかります。だから、文化施設の機能の増強も含めて、いまいち、あとせめて5年ぐらいは様子を見させてもらって、そういう問題を踏まえてまた検討して改良も重ねてまいりたい。今すぐ補修をかけてからいうのも、市民の方々に新しくつくったものを今さら何かという御非難もあるやと思いますので、今の実態、状況等を踏まえ、もう少し眺めさせていただいて、次の検討をしていきたいということでございます。大変貴重な御提言をありがとうございます。そういうことでございます。

○藤井議長 公園整備。質問があったから。

○浜田市長 議員さん、2番目も質問ええんですか、もう。2つやってんですか。

駐車場の公園につきましては、これ、今でも市民の方々は駐車場が狭いということもございます。それで、旧吉田町につきましてはの公園につきましても、児童公園とかそういう市民の憩いの場が非常に少ないよう

に聞いております。今般、促進住宅を購入いたしまして、その有効活用を含めて旧吉田町の住宅地域、例えば新町住宅とか西土手住宅が整理をすることとしてます。今般のきめ細かな臨時交付金において、そういう場を市民の憩いの場と提供できるように今考えてるところでございます。

ただ、そのためには市民の方々の管理運営に関する御協力を考えております。十分市民の方々と協議しながら、この方向性で事業の実施も考えたいと思っております。

それから、駐車場につきましても非常に狭いので、今度の交付金によりまして、もとの裁判所の跡地とか、そういうところに皆さん方に不便をかけないような駐車場の確保についても考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 今答弁をいただいたわけなんです、さきに言いましたクリスタルアージョの飲食施設につきましては、ちょうど今言われた1年前の定例会でこれは質問させていただいたものなんですけど、そのときにはまだ1年ちょっとですからということで、1年4カ月ですか、ことしでまた2年4カ月ということで、やはりその点を、先ほどは5年ぐらいと言われたんですけど、やはり市民の意見を何とか聞く方法はないもんかということ、これは市長はその時点でいろいろな会合を持たれていろんな意見を出されていうことで決定されたことで、すぐ変えるわけにはいかないだろうということでございますが、なるべく市民の意見を取り入れてやっていただきたいということで、いろんな利点もあるんじゃないかというふうに思うわけです。

それから、駐車場の件でございますが、当初からちょっと……。

○藤井議長 1点ずつ。

○和田議員 1点ずつ、はい。

それでは、クリスタルアージョの件で、先ほども言いましたように、何とか市民の5年も待たずにそういったところが聞ける方法があるかどうかお尋ねします。

○藤井議長 市長 浜田一義君。

○浜田市長 事業執行に当たって、市民の方々の意見を聞くことは大事なことでございます。現在、行政懇談会とか地区別懇談会、そういう場を通じて、強い市民の声があればまたそれも受け入れていきたいと思っております。

先ほど5年と申しましたのは、大体普通の施設だったら5年ぐらいをめどにやっぱり実態状況を把握していくということなんで、来年からでもぜひともいうて多くの市民の方が改良してくれとおっしゃるなら、また検討はしてまいりたいと思っております。今の段階では支所別懇談会とかそういう場をとらえて、市民の方々の意見も聞いてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それで、議員御指摘の飲食物とか、そういう施設ということは私も同感でございます、そういう施設がないということなんですけど、今それなりに、団体がうどんとか結びの提供をあそこですてみたいなんで、果たしてこれでいいか悪いか、こういう常時の店屋が要るかどうかというのはまた課題として受けとめておりますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 今、答弁いただきましたけど、ちょっと時間がなくなりましたんで、今このことは前回の話で未既決の部分についてはということで市長さんは市長室に平素から来ていただいて、いろいろ質問があればそこで質問をしていただければ的確な答弁をさせていただくということと言われたんですが、やはりこういった場で我々議員からの質問があればこの場で答弁をしていただきたいというふうに思うわけです。

それから、次の質問よろしいですか。駐車場の件ですが、先ほど言われた当初からの勘違いがちょっとあると思うんですけど、住宅の跡地を駐車場とか、また公園とか、そういったものに今計画されと思うんですけど、このことについてはまた後、話をさせていただきますけど、ちょっと勘違いがあるということで、駐車場をお願いをしたいということで、そこに公園をとということではありませんので、その辺のところのことは御理解をしていただきたいと。

それから、質問を変えます。2項目の質問でございますが、公共施設の有効利用についてということで質問をさせていただきます。

このことで2点ほどあるわけですが、まず1点は、この庁舎エリアにある公共施設の有効利用ということで、この庁舎も含めてちょっとお聞きをいたします。

今のまず考えられるのは、必要であるものは当然使っていかななくてはならない。それ以外のものは維持管理費がかさむばかりで余り必要ないんじゃないかというところの発想から言わせていただきますと、わからんところはありますのでお聞きいたします。

まず、ここの庁舎のエリアでございますが、吉田の文化創造センター、ここの今の使用の状況、それから、その直営とは思いますが、その運営委員会というある資料に出ておりましたけど、どういう運営委員会か、そこら辺を所管であります、多分教育委員会だろうと思うんですけど、お尋ねを申し上げます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 文化創造センターの運営の委員会ということでございますが、あその施設を有効的に活用するために、市の教育委員会の方から一々その使用について考えるんじゃないし、運営委員会の中で検討していただいて、より有効に活用するために自主的に考えていただいとということ

でございます、さまざまな行事をそこで企画し、運営をしていただいております。それに対しまして市の方からも応援をしとるということでございます。お尋ねの中に回答があったようにも思いますが、そのように御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 次に、この実際の庁舎の有効活用ということで、今さっきも言いましたけど、その中でクリスタルアージュの現在使われておりますフロアの関係でございますが、私が調査した結果、子育ての支援センターと、それから地域包括支援センターが一つのフロアに入っております。それが約140平米でございます。それから、まちづくり支援センター、これが100平米でございます、先ほどの食堂関係と言いましたけど、その中に1人当たり畳1畳が1人として換算すると、大体100名から120名、厨房を含めた状態でそういうものができるということと、それから、そこに今の市民ロビーがありますが、これは300平米あるんですが、その中で一角を喫茶的なものということに一応なればということで申し上げるんでございますが、先ほどそのことについては今後検討するというものでありますので、今はそのことを聞いてもいたし方ないということに思います。

それから、駐車場の件でございますが、この駐車場は地下の駐車場をのけて10カ所、このエリアにあるわけですが、その中で運用が今されておる部分で、この駐車場の全体で450区画あるということで、いわゆる職員の運用しておるのが275、それから公用車が55、それから一般来客が76ですね、66ですが10ほどありますんで76、合計450ということ。それから、1から10まであるわけですが、1はこの庁舎の外構の中にある32、それから2はその前にある76です。これは大型バスを除いた分で76。それから、第3駐車場がデオデオの裏にあります、これが72。それから、その奥にあるえのき外科のところは26、それからこの前にあるところが27、これが第5です。6がその後ろ。ウォンツのところの辺のこっちですが、そのすぐ横、90。それから7が86。8が今の2の横にある部分が、これが13。それから9が17、その横です。それから10が11と。

それで、この中で市有のものが1から3が市有でございます。それから、あとは全部借地ということになっております。それと9と10が市有。あと4から8までが借地ということですね。私が申しました公園をするにすれば、一番対象になるのは2の部分じゃないかというふうに思うんですが、今から考えていただくのに、ここを適用できるかどうか。それで、そこで今使っておる76台というものが今度住宅の跡地の部分をそこで対応できるかどうかということをお聞きしたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 駐車場につきましては、市民の方々にこういう大きな行事があったら少ないということも聞いております。議員御指摘のように、今現在の駐車場、現在でも足らん状況でございますので、ここを公園化するという事は非常に難しいことです。ただ、それにかわる何かが出てくればまたそういうことも考えられますけど、現在当面は、先ほど申しましたように臨時交付金等の手当てとして、裁判所跡地の駐車場の確保をしていきたいということでございます。

それから、住宅の跡地につきましては、先ほど申しましたように市民の憩いの場としての公園をつくっていきたくて。そういう近隣でございますので、そういうところも有効活用してもらえれば幸いと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

車につきましてはいろんな、職員の駐車場してることにちょっと制限をかけたかどうかと、こういう御意見もあるかと思っておりますけど、そこはいま一度調査をさせていただきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 どうも市長との意見の合体がなかなかないんでございますが、今の言いました駐車場ということについて、職員の駐車場ということがありましたけど、何で、今せっかくデマンドという新交通システムを市長が立ち上げられた、現在試行的にやっておられる、これを10月から本格的に全市で動かすという計画だろうと思うんですが、職員さんもですが、いわゆる職員の今275台というそういったスペースを職員さんが使われとるわけですが、少しでもそういった交通システムを職員みずから利用できないもんかどうか。そうすれば市民とのコミュニケーションが図られるんじゃないかということもあるわけなんですけど、その点はどうお考えですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたび、皆さんの協力、交通機関の協力を得て、県内で初めてですけど新交通システム、お太助ワゴン、地域によってはもやい便とかとろっこ便を実施させていただきました。この十分な活用ということは議員御指摘のとおりだと思います。ただ、今非常に新しいシステムであって、どのようにこれを運用していくかというのはこれからの課題もでございます。それで今、当面は市民の方々の病院へ行くこととか買い物に行くことを主体として考えております。今後はこのシステムを文化活動とか、それからスポーツに参加とかという幅広くまた考えていきたいと、かように思っております。

これ、今度は全市において実施するわけなんです。その中で一つの課題として、職員が通勤で使えるんであればやっぱり使っていきたいんですけど、当面今のことをしっかりと見据えた上で、そのことのプラスアルファのそういうことができれば、そういうことの活用もしていきたいと、かよ

うに思っています。

議員さん、今始まったばかりなんで、今すぐどうこうというんじゃないしに、やっぱりこれも実態とか把握しながら、新しい方向に向かって一緒になって検討してまいりたいと思います。貴重な御提言ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁は終わります。

和田議員、通告外については控えていただくようお願いいたします。
和田議員。

○和田議員 わかりました。それでは、全体的に公共施設ということで、今の本庁のエリア関係を言いました。続いて、各支所の支所エリアで御質問を申し上げたいと思います。

市長が言われとる政策指針の中にも、にぎやかなにぎわいのあるまちづくりということで、各支所も集合的に1カ所集中的な考え方でやりたいということは施政方針で述べられておりますが、その中で、各支所エリアでいいますといろいろな公共施設が分散もしておりますし、また近くに集まったところもございます。それで、政策方針で言われておるんですから、そのことで今から予算もつけられておりますが、やられると思います。

それで、これは今の6町あって5町があるわけですが、5町の中で甲田も今いろんなことでやられておる、向原もやられておるといったところで、今、高宮の例をちょっと出させていただきますと、高宮町には支所がございますが、どこの支所も同じだろう思うんですが、各地域の振興会へお願いをしていろいろ考えてもらいたいということがあったということも聞いておりますが、一つの考えとして、高宮の場合は、今の高宮の支所がございまして、それと、あと診療所、それから基幹集落センター、それから人権会館、これはもと高宮公民館と複合施設でございますが、人権会館がございます。それと民具の収納庫、これは元高校の跡地、分校の跡地へ建っております建物が残っております。300何平米でございますが、そこへ建っておるものがございます。そこの中に民具を収納しとるという4施設が近くにあるということで、このものをこの安芸高田市の支所の中へ取り入れたらどうかということで、診療所自体もかなりの老朽化といいますか、もう床にはクラックも入っておりますし、そういった状況でこう葉を張っているような今の現状じゃないかというふうに思います。それから、それを支所の1階で、十分スペースがありますんで、そこへ移動したらどうかということとか、人権会館ももう古いんですから2階の方へ持って上がるとか、基幹センターも今ほとんど使っていないような状態であります。そういったものをいち早く、空き家にしておけばお金もかからないということもございます。それから、人が住めばそれだけの光熱水費も要ります。また、維持管理費も当然建物として残っておれば要ると思います。そういったものも必要ないということで、それをいち早く取り入れていただけるものか、またそういう考え

があるかお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 各支所エリアの有効活用計画についての御質問でございますが、支所及び周辺の施設につきましては、平成22年度以降で計画的に整備をしていく予定でございます。

第2次行政改革の実施の計画にも掲げておりますが、支所庁舎の改修は平成22年度から24年度の3カ年で実施したいと考えております。それぞれの地域振興の推進、行政サービスセンターとしての機能を充実させるため、地元と協議をしながら対応してまいりたいと思っております。

こうした中、今年度につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用することにより、一部前倒しをいたしまして、甲田支所の改修を予算化させていただいたところでございます。議員御指摘の各支所のいろんな建物が統合することは基本的な趣旨でございますので、このことを踏まえた計画を立てておりますので、こういうことがなされていないところについてはまた変更もしていきたいと思っております。

ただ、各論に入ってくると、これはどうしても置かにはあいきんとか、こういうこともございますので、基本的には議員のおっしゃるような指針に沿いながら、しっかりとした統合を図っていきたく、かように思っております。

施設に限らず、いろんな協議会とか各種団体も同様でございます。どうか御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 今答弁をいただきました。そういう方向でお考えのようでございますので、そういうふうを受けとめさせていただきます。

それでは、質問を変えさせていただきます。第3項でございますが、今の行政組織・機構の変革ということについてでございますが、いろいろお考えになっているいろんな人事をされて、いろんな事業計画、そういった予算、そういった面からいろいろ考えておられるということはよく見受けられます。それで、まだまだこれ今、国もやっておりますが、事業仕分けとかいろんなことができるんじゃないかと。また、その中で重複した部分がかかなりあるように思うんです。それが所管の中の事務分掌ということで、これが一本化とか、また、どういうんですか、責任といいますか、事業分担といいますか、そういったところがあるんじゃないかというふうに思うわけです。

それで、とりあえず一番ちょっと多いのが総務企画部の所管であるまちづくり支援課というのがございますよね、そのまちづくり支援課というのはどういう役割かというのは分掌の中で8項目ほど出ておりますが、そのことと、それから教育委員会の所管の生涯学習課、そのことと中身が重複した部分が非常にあるんじゃないかと。それで、今のままでいい

のかどうか、これを市長並びに教育長、お答え願います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御指摘をいただきました総務企画部のまちづくり支援課の事務分掌につきましては、住民組織等の育成及び支援を行うこととなっております。生涯学習課と重複する事務であります。これは各町の地域振興会が行っておられる各種イベント、祭り等の開催に係る事務等であろうかと思っております。

まちづくり支援課では、地域振興会が主催をされるイベント等の支援を生涯学習課のみならず関係機関と一緒にやって行っております。今後とも、生涯学習課、関係機関との連携を図りながら、住民自治の組織等の育成及び支援を行ってまいりたいと考えております。

詳細につきまして、また教育長の方からお話があるかと思います。よろしく願います。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの和田議員の質問でございますが、全体的なことにつきましては市長さんの方からお答えいただいたとおりでございます。

ただ、重複するというようなことがありまして、最近、知事部局の方におきましても、県立の美術館をこれまでは教育委員会が所管しておりましたけれども、これは知事部局の方で全部世話をするというようなものになっておりますし、それから、公民館等をコミュニティーとして行政組織を分けておるといふところもございまして、事務局の職員全体もだんだん少なくなる中で重複する業務を一本化してやるという方向は全体としてはあると思いますが、今現在のところは、安芸高田市としては生涯学習は生涯学習としての与えられた任務をするということで、そのことがまちづくりを進める上で有効に働くように、我々も内容の計画も立ててまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 今、教育委員会の教育長の方からお答えもらいましたけれども、これ28項目の文化振興の方ですかね、それは文化振興じゃなしに生涯学習の方ですね。それから、文化・スポーツというのがございまして、公民館については移行を考えておるといふことでもございました。そして、この公民館の関係が早くできればやってほしいというのは、やはり地域の地域の公民館であるべきではないかというのが、これは昭和21年に公民館というのが奨励されまして、それから24年にこれが法律的に制定されたというのが、教育法ですか、そういったところで制定されたということでもございましたが、その時期と今の時代と余り重複してないんでね、早くそういったことがしてほしいと。

それから、これは今当たっておるのは、教育委員会からも職員さんが行っとるのは向原が1名だというふうに聞いておりますが、それと、あとの補充は社会教育担当係ですか、ということで補充しておるということですが、これもいち早く地域の方へ移管をする。それはいわゆるまちづくり支援課の方へするということ。この方法はいろいろあると思うんですが、一緒になった課をつくるとか、そういった方法をとればいいんじゃないかと。

それと、文化・スポーツですよ、これも先ほど言われましたけど移管をしていくべきではないかというふうに思います。というのは、少しでも教育委員会の方の負担を軽減して、まずやるべき教育の方へ重点的に重きを置いていただきたいというふうに思うわけです。その点、教育長、意見があればお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、公民館をコミュニティーの方へ移管するというふうにするということを行ったわけではございませんので、よその方ではそういうふうなことをやっておられるところがあるという一つの例として話をさせてもらったということを御理解いただきたいと思います。

それから、先ほどの文化・スポーツにかかわりますことにつきましては、地教行法の改正がございまして、その24条の2の中にこのように書いてあるわけです。次の号に掲げる教育に関する事項またはすべてを管理し、また執行することができるということの一つとして、スポーツに関すること、学校における体育に関することを除く。2番目は文化に関すること、文化財の保護に関することを除くというように、地方行政の改正がありまして、その中で市全体の組織を考えて、どのような組織が一番ベターだろうかということを検討する中でそれぞれの教育委員会がやる仕事、あるいはまちづくりという形で役割分担をしてやるということを考えていくべきだろうと、このように思っております。それをやることにつきましては、次第に職員も少なくなっていくという段階の中で、次第にそのことの必要性をとっていかなければならないと、このようにも思っておりますが、それは市全体の計画でございますので、教育長としてこれがいいと、すぐどうこうということは、お答え今の段階ではできません。そのように御理解いただきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

和田一雄君。

○和田議員 今の教育長の御意見はよくわかりました。すぐということではないと思いますが、今の時点での教育委員会としての教育長としての意見をお聞きしたかったわけで、これを市政の方へ反映をしていただきたいと思います。

今のこの事業は結局多いということが中の機構の関係になります。と

というのは、事業が今、22年度が167ありますが、その中で新規のものが23あると。ということは13.8%になりますけど、その中で機構するに当たって古いものは、もう必要ないものはどんどん切っていくと。それから、新規がどんどんふえていくわけですが、そういったものは、新しいものは、どうしてもやらないけんことはやらないけんということで考えていただきたいというふうに思います。機構についても大変難しい点があるかと思いますが、その辺、重々に議論されて、少しでも効率的な機構ができるようお願いをするわけでございますが。

それと、最後になりますが、先ほどから話を聞きますと、これ全体的なことでもとめみたいなものですが、首長ということで、この首長は、安芸高田市の首長は浜田市長でございます。これが会計と通ずることでございますが、会稽ということは、中国の浙江省の上海の南部にある地区でございますが、紹興酒という酒がございまして、その有名なところでございます、そこに会稽というところがございまして、それがもとになっておるんですが、それで、会計というのは市長が手腕を発揮するという、いかに発揮するかということでございまして、そのところをよく御理解をされてやっていただきたいというふうに思います。

長々としゃべりましたが、これで質問を終わらせていただきます。

○藤井議長

以上で和田一雄君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員

17番、あきの会、今村でございます。さきの通告に基づきまして質問をさせていただきます。限られた時間でございまして、今回、行政評価システムのことについてしっかり市長と論議が深まればという観点から質問をさせていただきたいと思っております。

これまで市の方で行政評価の関係について、いろいろ政策なり今後の方向として行われてきておりますが、ちょっと改めてこれまでの経緯を簡単に振り返ってみたいというふうに思うわけです。

まず、全体として今回、行政評価システムの導入によって、市民に本質的には政策目標を示されないかという観点、それから、行政評価と目標管理制度は、私は表裏一体のものであるというふうに考えるわけでございます。さすれば、その目標管理に向かって各部、各課、各室、あるいは各係において、ましてや担当者においてもそれを求められないかということでございます。

3番目に、行政評価は本来、行政の側だけの自己評価であってはならないということでございます。本来、市民と施策並びに政策を共有して初めてお互いが評価し合うものであると。

以上、3つの観点に立った上で、これまでの市が行政評価システム導入におけるこれまでの検証をざっと洗ってみたいというふうに思うわけです。

当初、合併時の総合計画の中で、行財政運営の効率化のために行政改

革大綱を策定をして、市の目的である市民と協働によるまちづくり、それから効果的な行財政システムを確立を目指し、行財政経営の転換を図るためにこの行政評価システムや目標管理制度の導入について検討をし、その成果重視の行財政経営の推進、健全な財政運営の推進を掲げたわけでございます。

これが17年度行政改革の推進計画、これは5年度にわたるものですが、その実施計画書の中で計画をされてきているわけです。その後、19年3月には18年度の事務事業評価、この施行評価の報告書では、18年度から20年度に至る3カ年を導入期として、導入の目的の明確化、さらに体制の確立、それからスケジュール、これらの検討から事務事業の体系化、施行実施を含めた職員の研修を重ね、全事務事業評価、施策評価の実施に至っているということでございます。

それを受けて、21年3月に出されました平成20年度行政評価報告書では、評価の手法の分類から、それから評価方式、評価主体のあり方を課題として、御存じのようにPDCA、プラン・ドゥー・チェック・アンド・アクション、このサイクルの確立を図って、その導入の目的をより明確化させ、これを庁内の研究会で立ち上げ、施策評価を31項目にわたって実施されてきたわけでございます。

それを受けて、まず1番目の質問ですが、その経過の中から、これまでの行政評価の評価と目標管理制度導入に対してどのように総括をされ、その受けた課題につけて市長の今後の評価と今後の方向性についてお伺いしたいのが1点目でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの今村議員の御質問にお答えをいたします。

お尋ねの行政評価システムと目標管理制度の導入における総括と今後の課題についてでございます。行政評価でいえば、毎年の取り組みを繰り返す中で事務事業を遂行する上で改善すべき点を見つけ、それを改めながら、より効果のある手法で事務を行うというような取り組みを各職員が意識をいたし、やり始めたことは確かでありますし、目標管理につきましても、各職員の事業進捗を管理する上でもとても有効な手段であると同時に、幹部間の情報共有と合意形成の確立に役立っていることは事実でございます。

今後の課題につきましては、現在実施をしております行政評価システムと目標管理制度の関連づけ、また、今般試行的に実施をしております人事評価制度とも緊密な関係にあることから、人事評価制度の本格導入とあわせて、目標管理制度、行政評価システムの関連を整理いたし、三者が有機的かつ効率的に機能できるよう、今後その仕組みづくりを行わなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

質問の途中ですが、この際、11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時56分 休憩

午前 11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

発言を許します。

今村義照君。

○今村議員 今の総括及び今後の課題として事務執行の改善と、それからさらに今後の方向性として人事評価制度の絡みでこのことについて課題を上げられております。

そのことはさきに示された第2次の行政改革大綱の中にも示されておりますが、そのことはまた後段で述べるとして、次に、現在、浜田市政になって2年間進められてきた諸施策がございます。そして、いろんな事業も進められてきております。このようなことを市長においては行政評価のシステムの上でどのようにお考えになってるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○藤井議長 市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

私が市長になりまして以降進めてまいりました種々の施策等については、平成21年度に初めて予算化をされた事業がほとんどでございます。したがって、本年度実施をしている施策や事務事業の評価はこれから行うこととなります。ことし、来年あたりに評価になってくると思います。

ただし、マニフェストに関連する事業や主要な事務事業につきましては、毎年度進捗度合いについて整理をしております。その予算編成に当たっては、事前に当該事務事業の成果や課題について確認をいたし、次年度の取り組みの方向性について検討を行っております。

今後とも、行政改革の進捗状況ヒアリングや施策評価ヒアリング等を通じまして、適切な行政運営、事務執行を行うことができるよう努力していく必要があると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 これまでの2年間における施策が、今言ったように今後、今年度あるいは来年度に含めてそれはベースに上がるというお考えはよく理解できるわけでございます。

ここで改めて、施策の一つ一つは、極めて私は評価をしているわけでございます。昨年度及び進められてきた施策の中で、例えば学校教育の指導員の配置、それから家庭教育指導員、それから今年度でございますが、高校以降の学力ステップアップへの指定、それから男女共同参画条例の制定、今年度行われております結婚サポーター制度、さらに今施行

されております新交通システム、あるいは地産地消の推進、それから市民総ヘルパー構想、今後、今回新たに出てまいりました歴史文化遺産の指定、さらに企業誘致など、こういったことは極めて評価するわけですが、私はちょっとその点で、それらの事業及び施策をどういう形で今後体系化され、そして行政評価の上から見たときに将来の目標である施策評価、政策評価ですね、これにやっぱりつながるべきであろうというふうに考えるわけです。そこに至るまでの過程として、今後そのことをどのように進められようとしているのかお答えを願いたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。私、市長になってからほとんど大体マニフェストに掲げたことには気をつけてまいりました。私もこの評価、最終的にはやっぱし、きょうたくさんおられますけど、市民の方々の評価だと思います。何ぼ手法的に確立しても、市民の方がノーと言われたんじゃだめだと思ってます。だけど、この評価をしていくために、よりよい施設に展開するためには、議員おっしゃるような当該手法による評価は大事だと思ってますんで、これを謙虚に受けながら、私の今後の事業に反映させていきたいと、かように思っております。

かなり皆さん方、一般の方に、非常に新交通システムも学校評価の問題にしましても高い評価を受けております。ちょっと特急で走り過ぎたんじゃないかと思って、今2年間経過しますけど、あとの2年かけてさらに磨きをかけていきたいと、かように思ってますので、御理解をしてもらいたいと思います。決してこの事務評価システムというのをおろそかにするんじゃないなくて、今の手法の中にいわゆる私の施策評価の意思決定をするときに新たなパラメータをいただいたんだというような解釈をしておりますんで、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 極めてこれからの問題であるというふうに認識され、さらに市民への説明なり、あるいは市民への最終的な評価につながる方向でこのことに取り組みたいということは極めて結構だろうというふうに思うわけですが。

ここに事務事業を進めてきて、3年間、19年の3月に事務事業施行評価の報告書が出されております。その中で今後の課題として、その評価方をどういった形でやるのか、今後予算額、あるいは決算に測定されるような事業量、それからこれまで今後続けておられる活動量、事務量ですね、そういったようなことをどういったような形で結果として残すか。そのためには指標が、指標というのは目標の指標ですね、こういったようなことが必要であろうと。さらに、評価を受ける上で、これまで行われてきた内部評価のみならず、外部の評価、行政に一番かかわっている

のは市民でございますので、市民及び第三者の専門家を含めた形での外部者が実施する評価、これらが今後の課題になるだろうという形で総括をされておるわけでございます。このことがやはり今後大きな課題だろうというふうに思うわけでございます。

まだ途中段階ということでもございますので、今後の方向性を示す意味で次の質問に入ります。

それでは、先ほど市民の評価についてどういうふうに進められるかと、あるいは評価を受けたいということでございますが、やはり生活のあり方の問題として、その根本は市民ニーズの掘り起こしにあるわけです。市民には将来、生活展開に向けた将来ビジョン、このことを示し、これを具体的な形にする中で、市民と行政の双方でそのことが評価し合える仕組み、これが肝要だというふうに思うわけでございます。

そのためには、今後の行政評価の問題でどういったような形でそういったことを示されようとしているのか、御所見があればお伺いをしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの質問にお答えいたします。

お尋ねの市民と行政双方の評価がどのようなものと想定されているかがわからない部分もございますが、他市の例にあるような第三者機関としての外部評価や、場合によっては、国やさきの国会でもありましたように県とか国で実施されました事業仕分け的な評価、さらには内部評価の公表に対しましてパブリックコメントを実施するといったようなことも今後検討してまいりたいと考えております。

ただ、今の段階では具体的な計画はありませんが、いずれにいたしましても、客観性を担保した制度の構築や市民の意向を反映できる手法の検討が必要だと思われまます。御理解を賜りたいと思います。

先般知事の、自分もこういうような市民に近い形での事業仕分けというのは非常に好感を持っておられます、県におきましても。このことも、我々も普通行政のいわゆる予算配分に当たっては仕分けと同じようなことやってるわけですけど、もう少し市民参加を見る形でのことも必要かもわかりません。今後課題として受けとめてまいります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 将来の形で市民にどういったような形で評価を受けるか、あるいは外部評価を受けるかというのは今後の問題でございます。その前提としてやはり一番必要なのは、何をやろうとしているのか、現在どういったようなことが行われているのか、そのことをやはり市民へ説明する、この責務がちょっと若干欠けてるところがあるんじゃないかというふうに思うわけです。それがないと、市民への評価というのは非常にわかりにくい、どう評価していいかわからないということになるかというふう

思うわけです。

そこら辺について、行政とすればこれまで地域懇談会や、それから各地域のいろんな会合で現在行われてることをる説明するわけですが、それで事足りるというふうには思いませんけれども、行政が本当にこのことをやろうとしてるのは何なのかということをも市民とやっばり共有することがその今後の政策評価につながる大事な視点だというふうに思うわけですが。その点について、ちょっと一歩突っ込んだ形での質問になりますけれども、市民への説明責任、情報公開、そこら辺についての御見解について、改めてお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、市民の方々にいかに施策を展開を説明するかということは大きな課題でございます。今現在、非常に「あきたかた」、広報を通じてやっていますけど、わしは読んどらんよとか、なかなかわかりにくい行政用語だとか、こういう課題がございますので、できるだけわかりやすい言葉を使って市民に周知をしていきたいと。それから、先ほど行政懇談会なんかございますけど、あれ聞いてもわからんけえ行かんよじゃなしに、できるだけ興味を持ってもらうようにして、わかりやすい形でのそういう市民への伝達を図っていきたくて思っております。

それから、我々もこのたびでも施政方針を次の号では書くんです。市でやることはしっかり書いてみるので、市民の方々にもやっばり読んでもらう啓発をかけていかないけん。やっばり浜田行政がええとか悪いとか言ってもらった方がええんですけど、まず読んでもらうて言ってもらわないけんと思えます。

今度来てもろうてから行政を非難してもらいうことは今度はお太助ワゴンで中央に来られなかった人もたくさん来られますんで、とにかく参画して、原点の民主主義に返ってやっばり啓発していきたいと思えます。まずは読んでもらって、我々もそれを謙虚に意見を受けとめて、新しい政治にしていきたいと思えます。現在の手法に満足してはなくて、これからも我々もこういう指標の伝達の仕方、市民との啓発の仕方についてしっかり考えていきたいと思えます。いい御提案があったらまた御指導を願いたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今の、じゃあどういふふうに市民に説明するか、情報を提供するかというのは大きな課題になってくるだろうというふうに思うんだけど、私はそこで、先ほどいろんな形の施策を昨年度、今年度にわたって行われてきております、そのことは評価するというふうに申しました。このようなことを受けて、これからの行政経営を進める上では、こういったような財政状況にあるので集中と選択ということがよく言われてきております。それらの中で、やはりこのことだけは市の政策として掲げたいん

だと、このことを市民と共有しましょうという方向性を確立させていくことが必要だろうというふうに思うわけです。

あと具体的な事業についての検証についてはそのことを含めて議論をしたいというふうに思いますが、先ほどの進め方の中で、私は昨年度及び今年度、市長の行われてきた施策の一つ一つを見てみたわけです。そうすると、第2次行政改革大綱の中で示された理念、要するに今後効率的な行政運営と今の状況をにらんだ形での集中と選択の転換ということが言われてきております。さらにその前提として、市の最大の目標である市民とともに協働とまちづくり、このこととを行政課題として今後の体系化をして、その主要政策の項目として掲げ、私は市民の前に示すべきではなかろうかというふうに思うわけです。

その方向性として、大きな項目で上げますと定住促進、それから農業振興、それから健康保険、介護、医療、それから次の時代への生きる力を養う、これはお年寄りも子どもも含めて力をつける、この大きな4項目が私は政策、期限施策の目標設定事項として特化されるんじゃないかというふうに思うわけです。その方向性に向けて、今後浜田市政がこれから2年間ございますが、それらの中でこの施策だけはどうしても今後の市政の中で生かしたいんだということを明確にすべきじゃないかというふうに思いますが、それはあれもやらないといけないのは、市民サービスには十分こたえられませんが、その中でも極めて集中してやらないといけない項目というのはあるかというふうに思うわけです。そこについてのお考えをお聞きして、この質問といたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 例示をいただきました施策に限らず、すべての事務事業について、年度当初に設定できるものについては数値目標と事業のスケジュールを定め、その目標の実現に向けて進捗管理を行い、必要に応じて私の指示のもとで業務を完遂する、その結果、目標に比べてどうであったかを評価いたし、評価した結果を次の計画に生かしていく、こうした仕組みを構築することが必要と考えております。

平成22年度の当初は、すべての事務事業で目標設定を実施することとしております。行政の評価の取り組みにつきましては、平成20年度から施策評価という手法も取り入れ、評価の対象を事務事業レベルと施策レベルの2階層に分け実施をしております。今年度はすべての91施策についての評価をいたしましたが、今後におきましては、この2階層評価の精度を高めていくと同時に、その結果を予算編成時等に活用できる仕組みを構築していかなければなりません。

これまで申し上げましたように、行政評価システムの構築は一朝一夕では確立できませんが、なぜ行政評価を実施するのか、また行政評価を実施することで何が変わるのかなど、制度の趣旨について職員の理解が必要なことは言うまでもございません。今後とも職員研修等、研さんを

積みながら、精度の高い行政評価システムとなるよう取り組みを強化していく考えております。

先ほど議員さんの質問の中で何が一番大事なんかという、ちょっとこの問題の趣旨と変わるかわかりませんが、そういう質問があったのでちょっとお答えをしたいと思います。

私は、やっぱりこの安芸高田市の課題は高齢化率32.2%、場所によっては、50%近いとございます。この高齢化率において、このお年寄りをいかに支えていくシステムをどういうように構築していくかということが大きな課題であると思います。そのためには若い人にも住んでもらわなきゃいけないと、それから、そのためには学校教育のレベルアップも必要だと、働く場も要ると、農業振興も図らないけんというように、すべてのことにつながっていきます。

現在、日本における福祉関係の予算が、福祉医療関係、年間2兆円ほど増加しておると思います。2兆円ですよ、プラスですよ、今の金に。安芸高田市でも1億とか2億のオーダーで増加しております。これは何もせんでも、いわゆる制度の該当者がふえたというだけでそうです。これを今後維持していくためにはいかなる施策の展開が必要かというのが、議員御指摘のように大きな課題です。

それで、この大きな課題がございますけど、国とか、それじゃあ国保とか介護保険があるだけええじゃないか言うても、当てくそにならんですよ、これ。若い人が掛けてくれんようになるかもわからん。国、県が、民主党が自民党がどうなっても、この安芸高田守っていかないけんです。そのために何が必要なかということをも市民の方々に今訴えてるんですよ。ということで何かといたら、教育改革言わせてもろうたら市民総ヘルパー構想なんですよ。

自主防災、自主介護、自主福祉の世界が大事です。この底辺がなかったら、これから何ぼお金もろうても高い行政につきます。火事にしてもそうです。救急車が行きます、美土里町・高宮町行くんですけど、行ったときに、それじゃあちょっとあそこのおばあちゃん、いるんかおらんかわからんということじゃあ困るでしょう、探して行かきゃいけない。こういうお助けを願いたいと思ってます。それから、AEDがございますけど、この機械が使い方がわからんのだったらよ、置いとる意味がない。こういう基礎的なことを皆さん方の教養として身につけていただきたいのが市民総ヘルパーです。このことが市民の方々が決起をすることによって行政コストが下がります。かなりの額で下がると思います。

このことを安芸高田市がやることによって、岡山県よりか広島、広島よりか三次、庄原、広島市よりか安芸高田市が生き残るシステムになると思います。そのためには、市民の方々が、我々みずから行財政改革をやってますよというような姿勢も見せなきゃいけない。何、市役所行ったらこの暑いのに暖房かけてからとか、あいさつもせんとかじゃ困るんで、そのことは職員一丸となって今気をつけております。気をつけてる

でしょう。ちゃんとしてるんですよ、そういうこと。そういうことをしながら、市民の方々に協力できることをちゃんとしてもらうというのが大きな柱でございます。このことがしっかりできれば、私はこの安芸高田市は政府がいかなる状況になっても生き残る自信がございます。このようにしていかにやあいかんと思っております。

そうかといって、国、県の制度をとってこい言うんじゃないんですよ。とってくるのは私の仕事でございますから、よその町に先駆けてとってくる自信がございますよ。それをとった上でも、その底辺がなかったら非常に多くの金が要するということでございます。特に介護とか福祉、医療に関しては大きな金が要ります。これから大きな課題がございます。辺地医療とか地域医療の問題もでございます。少子高齢化でお医者さんの確保もできんようになってくる。介護士さんもおらんようになってくる。そういうときにどうして守っていくかということですよ。このたび皆さん方に提示します多文化共生という言葉、わかりにくい言葉かもわかりませんが、これは国際交流じゃないんですよ。違くて、我々が今の仕組み、特に福祉とか介護とか維持するためには、こういう仕組み、そういう国の人を大事にしていかないと、ちゃんと担ってもらえないということで県下で先駆けてこういうシステムをつくってまいります。現在の介護の福祉、医療の福祉いうことをしっかりこれからも見据えた上で、こういうことの施策の構築をしてまいりますので、御理解をしてもらいたいと。

全部、市民総ヘルパーにかかっています。できることをやってもらいたい、無理なく。そのことを市民の方に訴えていきたいと思っております。そのためには、みずからもちゃんとできることをしていかにやあいけんということなので、非常にみやすいようで難しいかもわかりませんが、御理解を賜りたいと思っております。このことが大きな政策課題だと思っております。これをやらなかったら、老人の方々にあんたは広島行って住めとかアメリカへ行って住めということになりますよ。そうじゃなしに、やっぱり我が町を支えるためにはみんなで住んでいこうと。

昔言いましたもやいの精神で、川根の人はもやい便というのがございますけど、この精神をしっかり行政と市民の方々が連携と協働のまちづくりが必要と思っておりますので、どうかよろしくお願いいたしたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 実は、行政評価にかけて、その答弁を長年聞きたかったわけでございます。極めていい政策目標だろうというふうに思うわけです。おっしゃるように、この問題については、先ほど4項目を掲げて言いましたけれども、定住促進につながり、農業振興につながり、それから健康、医療、介護を含めてそのことにもつながり、それから教育にもつながるということでございます。

そこで大切なのは、おっしゃいましたけれども、一朝一夕にはこの政

策を完全にやるには、やはりある程度の計画性なり目標性というのを示してやるべきだろうというふうに思うわけでございます。

今年度の予算を含め、それがどういった形で効果をあらわすのか、あるいは3年後にどういったような形でこの高齢化に対応した形での政策が到達できるのか、あるいは5年後、10年後かかる問題でもございます。そのためには、やはりそこに具体的な目標を示して、こういう形で市のあり方をやるんだというのが市民の前に必要だろうというふうに思うわけでございます。その点について、さらに御見解があればお伺いをしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 具体的な施策の展開ということでございますけども、まず去年から市民総ヘルパー構想という形で具体的なテーマを掲げております。これは非常に大きなテーマでございまして、ヘルパーにあっては、私はこれはヘルパーにならんのか、じゃけ講習を受けんでもええとか、最初そんな質問が来ました。最近はまだ大分理解してもらってそういう質問がなくなってきました。やっぱり安芸高田市民の介護とかヘルパーに対する知識の向上を図っていくんだと、このことが施策展開に役に立つんだとおっしゃる方が大分ふえてきてます。こういう啓発をさらにもしていかにゃあいけんと思っております。

それから、この中にはボランティアということが余計入ってきてましてね、そのボランティアというのはなかなか市民の方々がね、何か啓発できにくいんですね。やっぱり1回、2回のボランティアならええけど、あんたずっとボランティア、1年間ボランティアというんじゃないんで、今、実はお助け銀行とかいうのもうちも考えてるんですよ。というのは、ボランティアじゃなしに、今ちょっとあなた時間的余裕があったら、この方の手伝いをしとってくださいよと、後、今度自分がちゃんとそういう困ったときには、お金じゃなくて、おたくが返したその労務で返していましようというようなシステムなんですけど、これは今ちょっと担当が今言うちゃあいけんと言われとるんですよ。なかなか……。銀行法という法律があつてね、これは非常に慎重にやらんと、きょうたくさんおられますけれども、私いろいろ時間的に1年間ほど市に預けとったんじゃないが、市長がかわったけえペアになった言うて困るので、これは銀行法という法律があつてね、非常に難しい問題がある。それをクリアして、市民の方々に迷惑かけんような形でやっていけないけん。このことはさっき言った2兆円で福祉産業がふえてくる言いましたね。そのときに介護保険では賄い切れんところがいっぱい出てきます。国、県は今度はどうやってくるかいうたら、介護保険での制度の適用を厳しくしてくる。それじゃあこれもやってもらえんじやないとなってくる。そういうときにこういうものがうまく使えるようにしていきたいと思っております。

これはきょうはちょっと言う気はなかったんですけど、ちょっと話の

ついでに言わせてもらんですけど、こういうことをしっかりやっていきたいと。ことしもヘルパー構想の実行とかいうんでちゃんと考えてます。ただ、お金がかかるわけじゃないんですけど、3カ所で敷居が、必要問題があるところがございます。わしゃあヘルパーにならんけえ受けんとかね、そういうことじゃなしに、地域のニーズをしっかりしてもらいたいと。

それから、先ほどの御質問の中であつたんですけど、地域の方々に行政の役割を伝えるのに、実は振興会の方にも、ちいとかいうテーマも大きな柱にしてもらいたいと思うとるんですよ。ちょっとこのことを先般言うたら、ある先生がごつこいたことあるんですけど、そうじゃないんですよ、やっぱりこういうようなテーマもしっかり考えてもらいたいと、地域はテーマとして。もやいの精神がね、しっかりいくように考えていきたいと思ってます。

今ちょっと、今のお助け銀行かお助け制度になるかわかりませんが、こういうようなこともこれからも展開していきたいと思えます。これ4月からは展開できません。検討期間が要ります、やっぱしこれ、銀行法という法律をしっかり勉強していかんやあいけんと思えますんで。こういうことも考えながら、この安芸高田市が持つシステムをつくっていかんやあいけん。これ県内初めてですよ。ここ安芸高田市だけですよ、こういうことやってるのは。こういうことをしっかりみんなと一緒に考えていきたいと、かように思えますんで、よろしくお願ひしたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 市長がそういうお考えをやはりもっともっと市民の前へ今後大きく、それこそ公表し、私の願ひはこうなんだということを進めていくことが重要だろうというふうに思うわけです。

ここで具体的な形でそれを検証するために、ことし施行された一つの例として、お太助ワゴンのことについて触れたいと思えます。

これが先ほど市長が言われた、高齢化に対してお年寄りにいかに、それこそ生きがいを求め、健康でいてもらう施設だという一つの考え方を示されました。そのことによって、例えば1年健康で長生きをすれば3億円の効果が出るというようなこともある機会に市長もおっしゃいました。私もまさにそのとおりだと思うわけです。お年寄りが元気で長生きをしてもらうということは定住化にもつながり、そして医療、保健、介護の問題についてもそういった形で具体的な目標が一つの設定できるわけがございます。そのことをやはり一つ一つの事業を通じて市民の前にその目標を示す、将来のこういう効果があるんですよということをPRしていく、そのことに職員も一丸となってその政策、成果を上げるために頑張っていく。この仕組みがまさに行政評価なんですよ。そのことをもっと具体的に、このお太助ワゴンの効果とその目的性について、お考えがあればこのことについて御説明をお願ひをしたいと思えます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまのお太助ワゴンのことについて御説明いたします。

お太助ワゴンの運行が始まりまして4カ月が経過をしております。事業が非常に県下の中でまねをすることがないんで、一応担当者の方からこのたびだけは美土里と高宮だけ限定版で行わせてもらいました。来年度から、22年度からは全市でやりますけど、非常に模範とするところがないんで苦慮しました。

それともう一つは、この事業に当たってはバス会社とかタクシー会社の方の非常に御非難をいただきました。わしらの仕事なくなるじゃないかということがあったんで、このことにやっぱり職員がしっかり対応してくれましてここまでこぎつけました。去年の8月ごろは、これはどういう方向に行くんじゃないかと、もうバス会社なんかとどンドンやってるわけですから、非常に大きな、表面に言わなかったですけどこういう課題がございました。おかげさまで御理解を得て、今回のシステムの構築になったと思います。

だけど、この構築になったら、皆さん方のいわゆる期待度とか非常に高いです。先般、アンケートを図りました、利用者に対する。それで、お太助ワゴンで吉田等へ行くことが便利になったと書いてる人が77%おられました。それから、利用してみて総合的に満足であると答えた人が86%です。それで、このお太助ワゴンによって非常に外出の機会がふえたという回答した人が45%おられました。運行前に比べて半数近くの方が外出の機会がふえたということでございます。このことがやっぱり老人対策だと思います。今まで行きなさんなど、地域におんなさいよということですけど、やっぱし、さっき申しましたように、ちゃんと市政に参加してもらうて、文化活動に参加してもらうてちゃんと一緒に行けるような、これがやっぱし一番の老人対策だと思ってます。

私は今、軽トラ運転できるからいいと言いきっても、5年先、10年先、わからんですよ。運転できるかどうかわからんと、こういうような安心感がやっぱしこの町に住んでよかったという老人対策じゃないかと思っております。非常にいいんじゃないかと思っております。

これでよかったというんじゃないしに、今の試行を励みにしながら、次の展開をいかに図って、より皆さん方に利便性を高めていくかということが課題だと思います。今は実は病院と買い物だけにしてるんですよ。どうしてこれで満足してるわけじゃないんですけど、事務が煩雑になりますんで病院と買い物だけ。だから平日だけに対応してます。だけど、向原とか甲田とかへ行きましたらね、ぜひともこれ文化活動にもという機運はあるんです。将来はこういう文化活動とかスポーツの活動にもちゃんと使えるようにシステム構築していかないけんと思います。

非常に職員、今の初めての世界へ飛び込ませてるんで、徐々にいいシステムに構築したいと思っておりますんで、よろしく願いいたしたいと思

います。これはやっぱり安芸高田市の老人の皆さんの非常にいいプレゼントと思ってます。名前がお太助ワゴンとか、川根地区ではもやい便とか智教寺地区ではとろっこ便と、名前は変わってますけど目的は一緒でございますんで、御理解をしてもらいたいと思います。皆さんも一緒になってこのことを支援して、やっぱり老人の足を確保してあげることは非常にこれからの老人対策にとって大事なことだと思いますんで、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 私はこのお太助ワゴンが大きな成果を今後生むだろうし、一つの高齢化に対する事業としては極めて高い評価をするわけでございます。そのことは、これまで期間は短かったんですけども、本当の意味での市民ニーズが、市民の要望がこれにマッチしたということだろうというふうに思うわけでございます。

合併以前のアンケートとして、合併後に一番課題になるのはこれからの市民の足、外出の機会が減るんじゃないかというのが一番でした。これだけやはり市民ニーズがそこに向いてるということなんですね。そういうことをやっぱり大切にしながらこれからの施策展開が行わなければなりません。そしてそのためには、やはり高齢化に対応する政策として、これからのあり方とすれば、市民ニーズがどこにあるのか、そういったことをさらに進めなきゃいけませんし、そのことが市民に対する説明にもなるというふうに思うわけでございます。さらにその上に、将来はこういったような経済効果があるんだ、効率が期待できますと、結果、目標値が設定されればなお市民にとってわかりいいわけです。このお太助ワゴンが例えば今年度に与える効果、次年度に、あるいは次々年度にこういったような効果があるのか、こういったようなことでこの事業を展開するんですといった説明がさらに深まれば、その事業に対する成果はより大きなものになるだろうというふうに思うわけでございます。そこら辺の市民ニーズの掘り起こしと目標設定について、どのようにお考えになってるのかお聞きをしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この課題を実は定性的に判断することは非常にみやすいんですけど、定量的に何%というのは非常に難しい課題です。ただ言えることは、私がいつも申しましてるように、行財政改革、電灯の始末とかいろんな紙の始末とか行っても、1,000万ほどしますのは大変ですよ。ただ市民の方々がこういうことによって生きがいを感じて、例えば皆さんが1年ほど介護にかかる時期をずらしてもろうたとすれば、先ほど申し上げましたように4億何ぼの金が事業削減になります。私はこれで十分じゃないかと思ってます。評価は何%あったかと出せんことはないと思いますけど、この数字をどうこう言うんやなしに、その評価は市民の方々がして

もらえるんじゃないかと思ってます。これが十分な評価だと思ってます。それで、このことを実は今の行政評価とかということから生まれてきたわけじゃないんです、この事業というのは。だから、そういうことじゃなしに、この事業に対して、やっぱり適切な評価というのは議員おっしゃるとおりなんで、そういうことを謙虚に受けとめて、さらなるいいものに仕上げていきたいと思っております。

先ほど申しましたように、行政が国、県からやれと言われた分ならみやすいんですけど、市独自のやってるもので非常に、何といひかな、手探りで今やっています。だから、私は試行錯誤を重ねながらいいものにしていきたいと、これは市民の皆さんの一緒のシステムとして、人ごとじゃなくみんなで考えていってほしいということでございます。議員のおっしゃるような各種制度を利用しながら、適切な評価を行いながらいい制度にしていきたいと、かように思いますので、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村議員に申し上げます。発言の残り時間が3分を切っておりますので、質問をまとめていただくようお願いいたします。

発言を許します。

今村義照君。

○今村議員 きょうの論議は、私は極めてよかったというふうに実は思っているわけでございます。市長の方向性が明らかになったこと、これは議会の中ではこれまで施策を通して聞いてきたわけでございますが、市民の前に明らかにその方向性が出たということについては、今後このことをさらに進めていく必要があるだろうというふうに思うわけでございます。

さらに、今のお太助ワゴンについては市独自の政策でもございますので、このことをさらに市民に徹底し、その効果のほどを将来目標を含めてそのことを提示していくことが必要だろうというふうに思うわけでございます。

そのことについて、職員もやはりかんかんになってこの事業推進に当たるといふことを望みまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で今村義照君の質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 それでは、私は通告に基づいて、安芸高田市の医療体制の充実強化に

向けて御質問をさせていただきたいと思えます。

けさほどからいろいろ、一問一答ということでもちょっと今までの質問の仕方よりも違うということになりますけれども、ふなれであります、多少市長さんに理解できない部分もあるかも知れません。その点については反問権を行使していただいて、また聞き直していただいても結構であります。

今、これは全国的な問題、課題でもあるわけですけれども、医療の問題が大変新聞、テレビで問題になっております。昨日もこれは医療、介護の問題とかということで、大変大きな問題だろうというふうに思えます。このもとも、実は私は国策が大きく影響しているというふうにも思えます。そういうことから、安芸高田市独自で問題解決がすべてできるということには思っておりませんが、しかし、安芸高田市において取り組むべき体制づくりというのは大きな課題になるというふうに思えます。これから政権が交代してどういうふうにこの問題が解決の方向へ向くか、安定した方向に向くか、充実した方向に向くかというのは今問われてくるだろうと思えます。その点について、まずお示しをしておきたいと思えます。

それから、医療体制充実ということですから、私は安芸高田市全域にわたっての体制の充実強化ということでお聞きしたいと思います。それで、まず具体的にちょっと申し上げておきたいんですけども、例えば今、安芸高田市におきましては、休日・夜間救急医療体制というのができております。これ安芸高田地域における救急医療体制というのは、JAの吉田総合病院、ここが拠点になっておるわけですけれども、そこらを含めて、休日・夜間の救急医療体制の実態というのはどうなっているのかということをお聞きしたいと思えます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの穴戸議員の御質問にお答えいたします。

休日・夜間救急医療体制についてのお尋ねでございます。本市の実態といたしましては、年間約8,000人程度の受診がございます。内訳としては、休日・夜間診療に約5,000人、救急診療に3,000人となっております。

休日・夜間救急医療の役割を担っていただいておりますJA吉田総合病院の医師の数は、平成14年度35名を最高に、平成20年度は28名と激減をしております。今日の全国的な医師不足や医師の疲弊は、JA吉田病院におきましても同様な状況となっております。

医師不足による医師救急当直の疲弊と非常勤医師の給与の増大、さらには労働基準監督署による医療技術職員の夜間・休日勤務の不許可等の理由のため、平成20年度は約5,000万円を超える赤字となりました。平成21年度は約7,000万円に膨らむものと聞いております。

このような状況を改善するために、病院側におきましても日ごろから

医師の確保や地域医療体制の整備に御尽力をいただいているところでございます。

議員御指摘のように、非常に医師不足から救急体制がなかなか困難な状況にあります。先般、安芸高田市の医師会の方々が、それなら我々医師会としても協力してやろうかという体制を今もらったところでございます。今回この体制に甘えながら、やっぱり安芸高田市の大事な救急体制を確立して、安芸高田市からこの救急体制を火を消さんような対策の支援に努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。実態はそういうことでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 実は、広報あきたかたの2月号に市長さんがコラムを出しておられますね。そこらに対して、例えば休日・夜間救急医療体制の危機ということで先ほど答弁がございましたが、この救急医療体制をなくしてはならないというふうに書いておられます。そして、行政としてもこれらについての支援できることをしていこう、こういうふうなことも書いてございます。それはそれとして一番大事なことだろうというふうに思うんです。

問題は、やっぱりこの医療救急体制を維持、存続させていくということになりますと、相当の経費がこれにかかってくるというふうにも思います。22年度の予算にも予算として7,900万円増額の予算計上がなされておるわけです。約1億円経費がかかると、こういうことになるんですね。この吉田病院で担っていただいております救急医療体制は、平成7年に赤字を覚悟で設置したと、開設したというふうにも、これは吉田病院の事務長さんが、「青空」という吉田病院の広報誌がありますけれども、それに書いて出しておられます。ですから、相当吉田病院というのも地域の医療を地域の住民の皆さんの安心、医療体制を確立していこうという思いで、強い思いでこれを発足されたんだろうと、こういうふうに思っているんです。

安芸高田市においては、この緊急医療診療所をやっぱり公設でやってはいません。ですから、安芸高田市独自の公立の病院というのはいないんですね。あとはいろんな皆さん、いろいろお医者さんがおられますけれども、それはすべて私設でございます。これ、こういう公設でない体制で今までやってきておりますが、これはこれとして、私はいたし方がなかったいろいろな条件があったんだろうというふうに思うんです。

私はここで公設でやろうということは言っておるわけではございません。ですから、今まですべて私病院で、市立じゃなくて私の病院で、個人病院、民間病院というところに安芸高田市はすべてお任せで、すがっておったと。この間というのは相当の経費が民間医療としてはかかっておったのではないかと、こういうふうに思うんですね。そういったときに、特に今、安芸高田市は、先ほどの、けさほどの市長の答弁の中にも、高齢化率が32.何%、多いとこじゃあ50%もあるよ。やっぱり生まれて生

きて、そしてどんどん年をとっていく段階で医療経費も、介護保険も含めてですけれども、高くなって、経費が高くついている、こういうことも考えられます。そういう点について、私は市長さんに休日・夜間救急診療所、吉田総合病院、それらに対する支援策というのを、どういう考えを持って支援策をしようとされておられるのかお聞きしたいと思いません。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 本当にこの数年間、吉田病院、民間病院に甘えてきとったと思います。こういうことを行政の課題にせんかったということも非常に申しわけないと思ってるんですけど、実はこの吉田病院は、御承知のように中核病院として位置づけられております。我々も事あるごとに県の方に中核病院としての支援をしてくれということをしております。実際問題として、中核病院と言いながら、県病院との差があります、やっぱし。現在はやっぱり医療機関についてはある程度の国の補助が得られます。MRの機械を買うとか、それからCTの機械を買うとか、医療設備については国とかの支援がございまして、そのほかについては余り少ないというふうな状況でございます。

そういう意味で、我々は中核病院だからということをして盾に厚生省の方へ医師の確保とか医療器具の支援とかを今お願いをしているところでございますけど、このことを踏まえて、ただ救急体制というたら、これちょっと私もよくわからなくて、実は法律をちょっと調べさせてもらいました。これ実は、安芸高田市の固有の事務になつとるんですよね。これをあんまり言いよると、吉田病院の方々が勝手に、おまえの仕事じゃないかと言われたら身もふたもないです。ただ、今の体制を維持していく方が一番行政的にもコスト的にもベターな方じゃないかということは認識しております。

それで、今の吉田病院の方にも、ただ辛口も言ってます。吉田病院の風評とか、こういった病気が治らんとか、態度が悪いとかいうんじゃないんで、お互いに企業努力していきましょうと。市民の方々にも、できるだけこの病院を皆さんの病院として使っていくようにやっぱりお互いに気をつけていかにゃあいけんということでございます。

そうはいっても、いろいろな病気のことでございますから、かかりつけの医とかありますけど、それを踏まえても、吉田病院には将来的に健全な経営をしていただくことが我が町の支援になるということは間違いございません。そういうことを踏まえて、支援対策をちょっと申してみたいと思います。

安芸高田市医師会におきましては在宅当番医として休日医療を担っておりましたが、J A吉田総合病院救急当直の疲弊の軽減のため、4月より休日・夜間診療所において休日医療を担っていただくことになりました。本当を言ったら、この吉田病院の医師が当番制でやればいんです

けど、これをやっちゃうと今度翌日の医療体系に支障が出てきます。お医者さんをふやせということになってきますけど、こういうことはなかなかできないので、幸いに高田郡の医師会の方々が、それじゃあ当番制で我々が面倒見てやるよという成果をこのたびもらったとこでございませう。これを生かして今後の救急体制をやっつけていこうということで今のシステムが確立しております。

本市といたしましても、広島県に対して、自治医大出身の医師派遣の要望書等の提出、医療機器整備の補助、また休日・夜間診療所の負担金の増額を新年度予算で計上したとこでございませう。

吉田病院につきましても、先ほど申しました、議員さん御指摘のように約7,800万円のまた支援をして、この体制が末代継続できるようにお願いをしてるところでございませう。御理解をしてもらいたいと思ひます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 行政として、病院というのを放置することは到底できないというのはよくわかる、私はわかります。ただ、この経常的赤字ですか、そこらの実態がどうなのかというのが私にはわかりませう。JAの経営方針を批判するわけじゃあございませうけれども、この支援が恒常的にずっと続くのか、そうなると、毎年1億円程度の支援をしていくと、こういうことにもなりかねませう。そうはいいませう、先ほど申しましたように、公立病院でもやらなきゃならんような状況の中にあつて、民間企業にすべてをゆだねておるということでは案外経費的には安いのだらうと、こういうふうに思ひますけれども、そこらの点について、これから市長はこれを具体的に補助していくためにはどういふシステムをつくっていくのか。例えばJAの農協の総合病院、その医師、それから経営者ですな、それから医師会とか、議会も含めてもいいでしょうし、それから関係者、そういうところの協議というものは今なされていふようでございませうけれども、これが例えば計画的にやっっていくのか、つまりこの経営に参画をしていくのか、そしてまた、このことをずっと計画的にやっっていくのは大変かもしれませうが、必要に応じて協議会を設立して開催するとか、そういう点について市長はどういふふうにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 協議会の設立につきましては、本年度初めてJA吉田総合病院、安芸高田市医師会、議員の皆さん方と、及び行政で臨時的に行つておひます。ただ、議員御指摘のように、お互いの意見の交換というのは、これが大事な話なんで、今後継続して行えるようにしていきたいと思ひます。

それで、我々も元吉田病院の運営協議会というのがあるんですよ。これは吉田病院独自でまとめた。この席では、やっぱり運営状態について物を申しておひます。やっぱり吉田病院がみずからが経営感覚に立つて努力してもらつて、病院の経営をしてもらふと。やむを得ない、我々が

願ひしてることにつきましても理解すれば行政も信用していくと。お互いに共存共栄の中でこのシステムの存続を図っていきたいと思っております。

現段階では、市は独自でこういうことを設立すると大変膨大な、けた違いなお金がかかることは事実でございます。我々も安芸高田市にはちゃんとお医者さんがたくさんおるというメリットもございますので、このことを十分発揮できるような体制づくりが大事だと思うんで、そのためには議員御指摘のようなこういう協議会等を通じて十分に意見を出し合って、いいシステムの構築に図っていきたいと、かように思っておりますんで、今後もこれ継続でしていけるよう、私からも関係者とは協議してまいりますので、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 そこで、ずっと継続はしてかにかやあならんのですけれども、協議会を設立するに当たって、例えば今現在行われておる協議会らしきものについては、私も実は昨年11月18日でしたか、吉田病院の経営者、そして医師会の医師、それから行政から文教厚生常任委員会、それから行政の市長さんも含めた関係者、そういう形の中でいろいろ吉田病院の運営に当たって御説明をいただきました。そういう点については確かに大事なことなんですね。

私がちょっとここで問題にしたいのは、実は私、昨年、3年くらい前から吉田病院に、個人病院もそうですけれども、いろいろ出入りする機会がございまして、特に吉田病院については約1カ月間、毎日朝昼夕方と通ったような状況もあるわけですね。そうした中で、いろいろお医者さん、そして看護師、それからレントゲン技師、それからそこで勤務していただいております関係者の皆さん、いろんな方とたまたまお話をさせていただく機会があったんですね。そのときにいろいろおっしゃるんですけれども、お医者さんも36時間勤務はざらなんだそうです。それから、看護師さんについては当番で循環でできます。それから、レントゲン技師さんも順番で休日・夜間勤務はできるというようなことで、お医者さんの方が大変重労働といえますかね、過激な労働。それこそ先ほど市長さんがおっしゃったように、労基法違反というような状況も生まれておったようなんですけれども、そういうことを曲げて今まで隠し隠しやってこられたというふうなことなんですね。

私が申し上げたいのは、先ほど市長さんがいろいろな悪い風評があると、こういうことをおっしゃいました。私も昨年まではそういうことを耳にして、あそこは技術的にはまずいんじゃないかと、それから態度が悪いとかいうふうなことを聞いてきたんですけれども、話を聞かせていただく中で、そういう過重な労働を強化されて強いられてきた実態から見て、本当それはちょっと違うんじゃないかと、こういうふうに思うようになったんです。

例えば先生に36時間勤務で次どうするんですかと言ったら、これは私は勤務ですから、苦しいとか大変だということは言えんですと、ただ、患者さんからありがとう言うてもらっただけで感謝しとると、こういうふうなことなんです。

そこで、こういう協議会は市民の皆さんも巻き込んで、やっぱり医療機関の体制にいろいろ矛盾があったり問題があって、看護師さんの対応とか、それから医師の対応とか、人間ですから時には多少問題発言も問題行動も態度とかあるかもわかりません。しかし、そういう実態というものを医師の方から、看護師の方からも皆さんに知ってもらうための協議会といいますかね、そういうふうな協議会もね、私は大事なんじゃないかと思うんです。

つまり、市長さんはおっしゃいますが、市民の皆さんの協力が必要だし支援も必要だと、こういうことをおっしゃる。そしてさらには、予算を毎年1億円くらいかけていこうということになれば、そういう実態というものを市民の皆さんに広く知っていただいて、風評被害のないように、もしそういう実態があるのならそういうことを市民の声としてやっぱり経営者、病院の側にも言うし、医者には医者で、看護師は看護師さんで実はこうなんですと、こういうふうな意思の疎通をお互いに働きながら、私はこの安芸高田市の医療体制というものを充実強化していく、これが基本じゃないかと、こういうふう思うんです。

ただ、周りからこの吉田病院、ちょっと固有名詞は避けたいんですけども、あそこの病院は態度悪いというようなことを言うたんじゃあ、幾ら中核病院で安芸高田市に必要な病院だといっても、お客言うたら悪いんですけど、患者さんも行かんようになるでしょうし、また誤解を招くような風評被害にもなってくる。こういうことを考えたときに、私はそういう市民を巻き込んだ協議会といいますかね、助け合いの守る会とか、そういうようなことでもいいですから、そういうのが設立できないものだろうか、こういうことを、これこそ計画的にやっていただければ一番いいことではありまじょうが、必要に応じた対応がいただければ、こういうふうに、これはどうしてもいうことじゃありませんが、そうした方がいいのではないかというふうに思いますが、市長さんはどうお考えでしょうか。

それから、昨年11月18日にこの協議会の中で聞かせていただいたんですけど、吉田病院、本当救急・夜間医療が赤字が出て、本当大変なんだと。7,000万ぐらい、20年度が約5,000万でしたから、それから21年度が7,000万程度赤字になっておると、こういうことを聞かせていただいた。これはそこを経営もやっていけない。ですから、今現在、仮称ではありますが、広島市北部時間外診療所設置に係る基本構想というのが出されておるんです。ちょっと私びっくりしたんですけども、吉田病院が閉鎖して、もしか休日・夜間が閉鎖されますと、可部の方まで行かにゃあいけん、三次の方まで行かにゃあいけん、こういうふうなことになり

かねないなというふうな思いから、ぜひそういう、先ほど言いましたような議論ができるような場もつくっていただければと。ただ経営の観点からだけじゃあなくて、働く側の観点も尊重しながら私はやっていったらいいんじゃないかと、こういうふうに思いますが、市長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

議員御指摘のように、私もこれが会議の方で堂々申し上げたら、いろんな医者さんの方から反発を食らいました。上手に話していかないかと。それで、議員御提案のように、メンバーが専門家ばかりなんで、やっぱり市民の視点に立った協議会は必要だと思います。このことはちょっと、私個人的には吉田病院の提案をしていきたいと思います、ちょっとこういうのをつくってみようやと。このことが少しでも吉田病院の理解が得られるんだったら、今後の経営につながっていくと思ってます。

それで、この赤字につきましても、これはやっぱしききに言われました労働基準の監督署の検査が厳しゅうてこういうことになったということでございますんで、これ、昔は目をつむってやみで超勤をしていたのが堂々とやることによってコストのかかることになったと聞いております。この制度のことを克服すればどんどんふえるというんじゃないんですけど、今後ともやっぱし吉田病院の御理解、市民の方々に必要だと思います。議員おっしゃるようにそういう場をつくっていかんやあいけんなど思ってます。

どういう形にするかというのはちょっとお約束できませんけど、こういう提案をしていくということは吉田病院とか医師会の方にはちゃんと私の方から物を申していきたいと思しますので、御理解をしてもらいたいと思います。

それで、ぜひともよそで救急を受けるんじゃないしに、この安芸高田市から救急の灯を消さんということで頑張ってまいりたいと思しますので、よろしくお願いします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 そういう市民を巻き込んだ体制づくりというのは、私はこの中核病院を守っていく上で大変重要な意味を持つというふうに思います。これが、後から申しますが、市民総ヘルパー構想にもつながっていくんじゃないかと、こういうふうに思います。

このことで、自分自身を守る、私は吉田病院というか、中核病院を守るとかいうのも大事なんです。大事なんですけれども、やっぱり今は健康でもいつ病気になるかわからんし、けがをするかもわからん。そういうふうな状況の中で、市民の皆さんの安心ということから考えてみても、大きな私は課題だろうというふうに思うんです。その点について、

市長、さらに住民の啓発に向けても力を入れていただきたいと、こういうふうにあります。

それからまた、こういうことが決まりますと、市長さんは大体、かわられましていろいろな提案を、どういたしますか、発想転換といたしますかね、そういう形の中で施策を打ち出されておるわけです。これは大変結構で、私たちも大変喜んでおりますけれども、そういうものを提案されたときに、やっぱり我々議会が議決していくという、議決した以上は我々議員に対しても、議員の活動にも責任があるわけですよ。ですから、そういうことを考えたときには、やっぱり私たち議会も市長さんが言われて提案をされたことについて議決されたら、我々も市長と同じ考えを持った対応を市民にしていくという、市民に啓発をしていくというのは我々の責務でもあるわけですから、その点については、特に早目に市長さん、議員会の方にも言うてくださって、私たちがどう動いたらいいかということも考えなくちゃあならんとしますので、そういうことはできるだけ早目早目にしていただきたいと思うんです。

というのも、これはちょっと話が飛ぶかもしれませんが、方針の中にも、これは21ページなんですけれども、お助けポイント銀行事業というのが出ておりますが、これは何のこっちゃかようわかりません。そのようなことでも、できるだけ先に言うてくださればありがたいなということも思います。これはできればですが。そういうふうに議会にも責任があるよということを私は申し上げたい。そのために議決をするということをあえて申し上げたいというふうに思うんです。

それから、実は2月14日に、これは中国新聞なんですけど、北生診療所閉鎖ということが載っております。これ新聞見てちょっとびっくりしたんですけども、このことについても私たちは本当情報不足で、市民の皆さんにはちょっとまずかったなという思いがしたわけです。ですから、その辺について、もし行政の方でいろいろ情報があつた場合、情報を提供できるものがあれば、これだけじゃありませんが、すべてにわたつて情報を提供していただければ、議会議員としての役割というものも私は大きく影響してくるというふうに思いますが、その点について市長さんの考えをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言いただきました。市民の安心・安全についてはさらに認識を深くしまして、しっかりとらえていきたいと思ひます。

それから、私の施策に対する皆さん方への説明でございますけど、申しわけありません、今度機会をとらえて皆さん方にも説明できるようにこういう場はつくつていきたいと思ひます。皆さん方もやっぱりそういう、要求されても結構でございますんで、議会の方にもこういう、当初の段階でこういう方向でやつてるんだということは皆さんにも、十分説明はしたいと思ひます。こういう場が初めての説明では困ると思ひます

んで、私もそれに反省をしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それから、北生診療所の閉鎖に伴う対応策でございます。我々行政も、実はこれ、向こうの申告があって初めて知ったようなことなんで、ちょっとお許しを願いたいと思います。知ってからは皆さん方にすぐ対応したんですけど、そういうシステム、いわゆる向こうの都合でいう一方的な閉鎖でございました。

まず、市内には地域医療を担っていただいております診療所が現在5カ所ございます。どの診療所も施設設備の老朽化や将来的な医師確保の問題など、課題も生じております。

市民の皆様方が安心して生活をしていただくためには、先ほどの救急医療を含めたバランスのとれた地域医療体制の整備が今後の重要な課題でもあります。

北生診療所につきましては、昭和54年度より運営をしていただいております土本病院より、昨年12月に本年3月末をもって閉鎖したいとの旨、申し出がありました。市といたしましては、引き続き北生診療所の運営を存続させる方法を模索をいたしました。今日の全国的な医師の不足により、医師の確保が困難であること、また、同町内にあります横田診療所の医療機器の整備や、このたび新施策としてのお太助ワゴンの交通インフラ整備が行われていることなど、総合的に検討した結果、北生診療所の閉鎖をしていただくものでございます。

また、診療所の閉鎖による住民の方々の利便性の低下の緩和策といたしましては、横田診療所のお医者さんに対して、より細かな往診を要請をしております。また、お太助ワゴン等の活用利用もおおむね円滑にいくようにお話をしているところでございます。

いずれにいたしましても、大事な診療所の閉鎖でございます。市民の方々にできるだけ迷惑をかけないような対策の中でこういうことを実施していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 最後に、医療体制の充実強化に向けて、市民総ヘルパー構想、市長さん、またこれ提案をされておられます。私の友達も全国的にも友達がいるんですけど、議員活動しておるのが。そこへ聞いてみても、こういう構想というのは聞いたことがあんまりないと。確かに福祉計画、福祉プランとかあるんですけど、市民を挙げてすべて総ヘルパー、どういう構想なんだろうかなという関心を持っておられるんですよ。私もこの構想というのはよくまだ理解できてないんです。ですが、一応この構想に基づいた対応といいますか、行政施策を既に21年度からでしたか、打って出されておられます。それで、22年度においてもやっぱり生活・介護サポーターとか家族介護リフレッシュ、生活サポート事業、安心生活創造事業、そういうようなことも、これも市民総ヘルパー構想の中で取り組ま

れてくるものだろうというふうに思うんです。

そうはいいまして、大体は想像つくんですよ。市長さんがおっしゃってられるように、介護をできるだけ、今、在宅でできることは、地域でできることはできる、やっていこうと、こういうことを言っておられるということはわかるんですけど、私は介護だけじゃなくて、市民総ヘルパー構想というのが医療関係にも大きくかかわるんだろうと、こう思うんです。介護を受けるようになるまでの予防医療といいますかね、そういうことから考えて、例えば市民総ヘルパー、私も市民、一人一人ですよ、相手に頼むんじゃなくて自分が、自分自身がふだんの生活の中で健康管理していくという、これも個人をヘルプしていくというの、やっぱり将来できるだけ病気にならないようにいう考えになります。そういうことになりますと、私は介護の問題だけじゃあなくて、市長さんはそういう意味も含めてるよとおっしゃるかどうかはわかりませんが、後で考えをお聞かせいただければと思うんですけども、そういった市民総ヘルパー構想というものをやっぱり住民と一体となった取り組みをしていくために、私はこういう構想というのをできるだけ早く、住民の皆さんと一緒に作り上げていけばいいんじゃないかな、こういうふうに思うんです。

市民の皆さんに聞いても、ちょっとこの体系がどうなのかなということがわからんよという人もいらっしゃるんです。ですから、そこで市長さんがどういう考えを持ってこの市民総ヘルパー構想というものを、もう一回ちょっと視点を変えたような形でもいいですから述べていただければというふうに思います。

それから、この構想をまとめるに当たってはやっぱり策定委員会とかいうものを立ち上げていただいて、その中にはまちづくり委員会もありましょうし、すべてにわたって大きなテーマですから、これは安芸高田市始まって以来のテーマであるし、安芸高田市将来に向かっての大きな永遠の課題だろう、こういうふうに思いますので、慎重な対応はもちろんしていかなきゃなりませんので、そういう市民を巻き込んだ策定委員会といいますか、構想を練る、どういいますか、組織づくりをしていただければと。

私がここでお願いしたのは、すぐつくって、ぱっとつくって、ぱっと展開するというのは大事なことですけれども、市民総ヘルパー構想というのは将来にわたって永遠に続く問題ですから、際限なく長くじゃありませんが、できるだけ長い時間をかけて策定をしていって、その間に市民の皆さんの関心が高まるようなやり方で策定をしていただいたらいいんじゃないかと思うんですけど、市長さんの考えをお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市民総ヘルパーについての御質問でございます。このことにつきましては、私も県とか国とか、いわゆる市民総ヘルパーの考え方は理解をし

てもらってます。それで、国、県も将来的にはこれ似たようなことをしてこんど全然福祉とか医療の経費が賄えんということも担当は知ってます。ただ、施策として出してません。ただ、私が去年からもうやってるわけで、市長勝手に言いよるんじゃないかとおっしゃるかもわかりませんが、広義の意味と狭義の意味がありまして、狭義の意味はやっぱし皆さん方の知識、いわゆる介護とか医療に対する知識をしっかり持ってもらって、自分のできることはちゃんと自分でしとってくださいというようなことをお願いしとるわけです。そのためには、市民の方々には行政もちゃんと、我々も身を引き締めて、節約皆してますよ、行政改革をしますよということを見せていきたいと思ってますから、これを今までやってきたし、ほいでこの市民総ヘルパーというのはやっぱりこれをずっとやってみると、最後はどうなるんだというような感覚が入ってきます。こういう意味で息詰まっています。ボランティアということになると、なかなか市民さんの協力はなかなか難しいと。1回ならええが、やはり1年間ボランティアせいというわけにもいかないんで、そのボランティアに対する何とかのいわゆる励みができんじやろうかというのが今回さっきの同僚の議員さんの質問答えましたけど、ヘルプ市民お助け銀行とか言いましたけど、そういうようなことも考えながら励みのあるシステムとしてやっていきたいと思ってるんですよ。このことは、先ほど申しましたように日本でいけば毎年2兆円ほど膨らんでくる医療費と福祉費、安芸高田市では1億、2億の金が膨らんでくるということでございますので、こういうことに対する節約につながります。行政が制度とかお金をとってくることを怠るというんじやございません。怠ってきて有効に活用するためには底辺のそういう市民の助けがお金を有効に使っていただけるんだということで、これを今、活動しているんだと。

これが第1点と、広義の意味からいえば今自主防災とか言ってます。自主防災、地域防災とか言ってますけど、このように安心・安全もこの範疇には、私の意見には入っております。というのは、自主防災組織の確立というのは、本来的に消防署はございます、消防団がおるんだからいいんだけど、この消防が具体的に動く前にやっぱり地域のそういう消防に対する意識とか、そういう協力、例えば安否ですね。あこはお年寄りおられるんだけど、昼間おってないとか、おってとか、この情報を得るだけで消防団員すごく助かります。それから消火栓の上、車がとまるとるじゃないかとか、このような一般的なこと、それから非常時の炊き出しとか、このようなことをしっかり市民の方をお願いをしたいと思ってるんですよ。このことによって我々が、より今の組織が機能的に力を発揮できるんだと、これがなかったらおのおのの視点におのおの組織つくられると思います。そういうことにならないように、そうかといってそれに各地におられる方のサービスが低下せんようにするためには、こういう施策の展開が必要だと思ってます。

それから福祉にしても施設介護をやれば、やるほど介護保険費が高く

なります。国としては在宅介護ということになってきますけど、それを行うにしても地域のもやいの精神がなかったら、実施できません。

こういう基本的なことをみんなで一緒になってやろうというのが市民総ヘルパー構想でございますので、理解をしてもらいたいと思います。これ、この間、先般、国でちょっとしゃべれ言うたからしゃべったんですけど、理解してもらいましたよ。国もこの方向でないと、もう予算もたんと言ってます。もう絶対にもたんそうです。だって2兆円ですよ。何もせん、これふえるんだ。これは安芸高田市もそう、これ金銭的にずっとふえてます。老人化は進んでくると、しっかり守ってあげにやいけん。このことを皆さんに協力してもらうことによって、ちゃんとした行政のサービスが提供できるんだということでございます。特に我々医療費にも困っておる、困ったいうか行政、この間も総務省行って交付税、わしのとこ少ないんじゃないかと言っているわけですね。いわゆる我々は支所機能の充実から議論せないけんわけですよ。そういうことの議論があるんです。そうかいて向こうは人口何万に対しての何ぼの職員でいいですよというような選択で来るわけですね。我々はそのハンディをのけていかにやいけん、支所も大事にしていこう思うと、人も減らさないけん。どこを減らすんかといったら、やっぱり皆さんの協力があったら減らす部位が出てきます。どっかの総合的な中で、この安芸高田市の財政を健全に維持していくためには、こういう基本的なことが非常に大事だということを御理解してもらいたいと思います。議員さん、先ほど御理解してもらおうとするようなんで一緒になって協力していきたいと思えます。

この見解につきましては、先ほど言いましたけども、今度早目に議員さんとも相談しながら、こういう展開は図っていききたいと。職員もそんなんですね。やっぱりもっと早い時期に若い人とこういうこと議論しながらスタートしないと、全く新しいことやってるわけですから過去の履歴のない話なんで非常に大変なことだと思いますけど、わしも反省しながら、この趣旨だけは理解してもらいたいと思えますので、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 私は、医療体制の充実強化というところで質問をさせていただいておるわけでありませうけれども、やっぱり行き着くところ、病院の経費を軽減するとか、またいろいろな皆さんの健康を守るとか、それから安心して安芸高田市で住んでいただくこととか、総合的に見てこの市民総ヘルパー構想っていうのは壮大なテーマだろうというふうに思えますので、そこの点については、私は、まず市長さんは職員と一体的な取り組みを総合的にしてほしいし、それは組織の中でやってほしい。同時に実施効果なり政務委員会なり、そういうことをどんどん言っただいて、ただ市民総ヘルパー構想だけじゃ介護のことばかりのような感

じがするわけなんです。

先ほどボランティアというのが出ましたが、ボランティアっていうのは見返りを期待しない行為ですから、今ボランティアでやっちゃうんだだけ、どうにかしてくれやというようなことじゃなくて、ボランティアっていうのは自分みずからお金を出してでもやらさせていただきますというような形のものですよね。そういうところから考えて市民の皆さんに対するボランティアの考え方というのも広く言っていただいて、私はこの市民総ヘルパー構想というのをできるだけ早い段階できちっとした体系的なものをつくり上げていって、これを基本に安芸高田市は行政を推進しているんですよと、こういうことを広く市民にも、もちろん県民にも国にも訴えていくような形をとっていく方が私は安芸高田市ここにあるでいいんではないかというふうに思いますが、市長さんのお考えをお聞かせください。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おっしゃるとおりなんで、これをやっぱり自信を持ってその点から図っていきたいと思います。必ずこういう時代、やっぱり税制の落ち込みとか来るんですけど、どういう状況になっても民主党のほかにも自民党さん、金がないとこの政策なんで最後のしわ寄せは地元の住民に来ます。だけど、そうなくてもサービスを落ちんためには、このことを徹底して私含めた職員の意識改革を、また市民にも一層の協力、議会の協力によって安芸高田市バージョンの福祉体系を確立していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 最後になりましたが、我々市民もやっぱりできるものができることをできるだけやっていくと、これ無理してもなかなか続きませんので、そういうふうなことを考えながら取り組みをするような市民活動も大事だろうと、こういうふうに思います。市長さん、やってくださいね。やって、これをどうするんですかっていうふうじゃなくて、市民そのものが基本的な考えを持って同じ協働、相互扶助精神を発揮できるような形をつくり上げていきたい、いっていただきたい、こういうふうに思いまして、終わりいたします。

○藤井議長 以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

8番 山根温子さん。

○山根議員 8番、無所属、山根温子です。通告に基づきまして質問をいたします。まず1点目としまして特定健診・特定保健指導についてお尋ねいたします。

早期発見・早期治療の見地から総合的な健康診断、さらには生活習慣病予防を目的とした特定健康診査・特定健康指導が行われています。中

でも特定健康診査・特定保健指導の仕組みは40歳以上75歳未満の方を対象として大規模な一次予防を行うという世界にも例のない先駆的な取り組みと言われております。この特定健康診査・特定保健指導は高血圧、高脂血症、糖尿病が引き起こす状態、つまりメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群を見つけるということでメタボ健診とも言われているということです。このメタボ健診の対象となる方々、つまり医療保険加入者に対して受診が義務づけられているわけではなく、国民健康保険においては運営する医療保険者、つまり市に対してこの健診を実施するように義務づけております。国はこの健診によって年間2兆円の医療費を削減できると見込んでいると聞いておりますが、この目標達成に向けて義務内容が達成できなかった保険者にはペナルティーを科しているとのこと。この特定健康診査の受診率や保健指導実施率は、保険者としての市と加入者となる市民にとってどのような意味を持つのか、お伺いいたします。

○藤井議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　　浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの山根議員の御質問にお答えいたします。

国は、医療保険者の国民健康保険に対して平成24年度に特定健康診査の受診率を65%以上、特定保健指導の実施率を45%以上、内臓脂肪症候群該当者及び予備軍の減少率を10%減少を達成目標としております。達成できない場合は、ペナルティーとして国民健康保険が社会保険診療報酬支払基金に拠出する後期高齢者拠出金を10%加算するとしております。また達成をできれば、後期高齢者拠出金を10%削減するとしております。本市の国民健康保険の平成21年度後期高齢者拠出金は3億4,252万円であります。達成できない場合は10%が加算され、3,425万円の増額となります。被保険者1人当たりの国民健康保険税が8,121円の増額となります。このように被保険者である市民の方への直接的なペナルティーはございませんが、医療保険者の国民健康保険にペナルティーが科され、結果的に被保険者である市民の方々に国民健康保険税の増額という負担が出てまいります。今後とも早期発見、早期治療や生活習慣病予防のため、特定健康診査・特定保健指導を積極的に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 　　以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 　　平成21年度国民健康保険特別会計補正予算において、特定健康診査等の事業費が約1,000万円の減額となっております。このときの理由は受診検査が予定されていた件数より少なかったからとお聞きしておりますけれども、このように受診率が伸びず65%より低ければ、結果的に保険料が上がる可能性もあるということですね。対象年齢の方は健康管理のため、また将来的な保険料の増加がないようにするためにも受診された方がよいということであれば、保険者はさらに受診の働きかけを進めな

ければなりません。そのためには、つまり市が呼びかけている情報が住民にどのようにかかわってくるのかをしっかりと発信して共有していくことが求められていると思います。12月の私の一般質問においても情報の共有の必要性を述べましたけれども、まさにともに情報の意味を共有して進んでいくことが必要ですが、市長はこのことについてどうお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 大変大事なことで、私の勉強不足は申しわけありません。この減ったということを謙虚に実態を調査しながら、この国に対する加算があるとかないとかは別にしまして、市民の健康を維持するためにこの特定健診の率を自治体としても上げるように頑張っていきたいと思っています。私自身も腹が出ていますので、こういう検査が今までの保険では適用なかったんですけど、こういう成人病とかこういうもんについてはこれからの、議員御指摘のように医療費の増大とか経費の増大になりますので、健診してもらうことがやっぱり経費の縮減につながると確信しております。しっかり調査しながら、しっかり対策をとっていきたいと思います。まず、市民の方々が一人でも多く健診される啓発もかけていきたいと思っています。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 健診率を上げるようしっかりと調査し、またしっかりと対策を練っていくということで、どのようにこの情報の意味の共有とまた済ませていくかということについては具体的には答弁いただけませんでしたけれども、しっかりと検討し、情報の共有をして受診率を上げていただきたいと思います。

次に2点目、ジェネリック医薬品の利用促進についてをお伺いいたします。今回、来年度予算において新規事業としてジェネリック医薬品の利用促進サービス業務委託料705万6,000円が上がっておりますが、現在の利用状況と課題、業務委託のねらいについてお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ジェネリックの医薬品の利用状況についてのお尋ねでございます。国民健康保険の診療報酬明細書の内容を見ますと、本市の場合は約30%程度と思われます。

次にジェネリック医薬品の利用促進に当たっての課題でございますが、ジェネリック医薬品の使用につきましては、医療機関が発行する処方せんの変更により、医師の署名または記名、押印がなされていなければ、薬局で先発医薬品でもジェネリック医薬品でもどちらでも選ぶことができるようになりました。しかし、医療現場では、ジェネリック医薬品は先発医薬品として全く同じ製剤ではない、ジェネリック医薬品には有効

性が先発医薬品と異なる可能性がある、ジェネリック医薬品を選ぶかどうかの最終決定は薬局での患者の判断にゆだねられておられるケースが格段にふえることになった等の問題意識を持っておられ、ジェネリック医薬品に踏み切れない現状があります。医療現場がこのような問題意識を持っておられる状況で、薬剤を患者の判断にゆだねることになりますので、医療保険者として被保険者の方へのきめ細やかな情報提供が必要になると考えております。

次に利用促進業務委託のねらいであります。国民健康保険被保険者に対し、ジェネリック医薬品の利用促進を図るため、ジェネリック医薬品使用サービス通知を予定しております。これは、ジェネリック医薬品に切りかえた場合の自己負担金の軽減額が大きい方、主に生活習慣病の中で高血圧、高脂血症、糖尿病や心臓病などの方、2%から3%を対象に今考えております。通知を受けた方が医師、薬剤師と相談をし、これまでどおり先発医薬品にするか、あるいはこの通知を機会としてどのジェネリック医薬品に変更するかなど、薬剤の選択肢を広げるため、情報提供を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 私は以前、平成20年9月の第3回定例会において医療費における薬剤負担の軽減についてというジェネリック医薬品の普及に対する市長のお考えを質問いたしました。そのときの御答弁では医師会、薬剤師会への説明、合意を得るとともに市民の方へ安全性、効能などの情報を提供し、理解を得ながら導入については慎重に検討していきたいとのことでした。また、薬剤費における公費負担への効果額としてジェネリック利用が25%とした粗計算で約900万円弱とのお答えでした。これまでに医師会、薬剤師会への説明はなされ、合意は得られたのでしょうか。そしてまた導入については慎重に検討すると言われていましたが、利用促進事業を進めよう決められたのはいつごろで、どのように進める計画なのでしょうか。また目標とされる効果額は、現在の1年で幾らとされておりますでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 具体的な効果額等にはついてはちょっと今、資料わかりません、わかっておりやあ、あと担当部長からさせますんですけど、まず医師会に説明したかという点、実はしたんですよ。だけど、医師会の方の統一見解がなかなか得られません。反対の方と賛成の方がおられます。薬剤師会についてはまだしてないんですけど、我々が今思っているのは医師会とか薬剤師、専門家の方にはそういう会議を置いて、やっぱり御理解を賜りたいと思っています。我々は、市民に対してこのことの必要性というのを正しく理解してもらおうという仕事に専念しようかと思っています。

す。いずれにしてもこういうこと、行財政改革上、薬、物を大切にすることというのは大切なことなんで、やっぱり慎重にこれからも検討していきたいと思いますが、現況は医師会さんの足並みがちいとそろっておらんいうことでなんですよね。そこはまた一歩進んでどうするかということは、ちょっとまだ考えなきゃいけませんけど、今度さらに医師会の方にもまた相談をしてみようかと思っています。その協力がないと、市民の方々が何ぼ自分が、いや、ジェネリック使おう思っても、お医者さんは使えと言わないと、なかなか使用には至らないんで、その辺の連携をこれからうまくしていかないと、この事業、進んでいかんと思いますので、根強く根気よく醸成をしていきたいと思っています。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 議員おっしゃられるように平成20年の第3回の9月定例会でジェネリック医薬品の効果いいますか、どのぐらいかいうので、議員おっしゃられるように想定として対象者5割で2割程度の削減として4人に1人、25%いう中での約900万、874万ようなところが出ましたが、先進地の呉市が取り組んでおられる中で当初すぐには効果あらわれないんですけど、呉市の場合ではありますが、20年の7月から始められて一月が139万、313万、482万と7月、8月、9月と一気に削減額いいますか、効果が出てきていないんですけど、そういうふうな状況で今幾らかいうふうなところについての試算的なものできないことはないんですけど、開始当初から削減額がいきなりやられるとは私自身も思っておりません。議員おっしゃられるように医薬品の利用促進いいますか、そこらを啓発することでは、医療費の削減ということでは保険料の軽減にもつながっていく、少しずつではありますが、費用対効果もあるということで額については前回もさせていただいてることで、今回においては、それが幾らいうことを提示していくことにもなりません、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 こちらの場に立って質問、再度いたします。

このたび新規事業として上げられているということでこの新規事業を起こそうと考えられた時期的なものがあると思います。そこがお聞きしたかったのですが、引き続き質問させていただきますと、担当課でこの事業の目標額というか、効果額が平成20年の時点の額しか出ていないというのは新規事業として上げていかれるについて調査不足というか、準備不足ではないかと思えます。それについてどうなっているんでしょうか、お伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 担当課における削減については、試算はしております。平成22年度で自己負担が3割ということの中での薬剤自体の医薬品の削減効果で885万、

その3割が自己負担、保険者が7割ということで保険者の方で619万、先ほど申しあげましたように委託料を583万円組んでおりますので、当初22年度とすれば36万程度ということですが、平成23、24、25とどんどん上がっていくような状況を見ながらいう中では、試算はしております。当初、先ほど申しあげましたように額がほんじゃあ、これがまた次に幾らじゃ言うたじゃないかというような話になってまいりますので、効果あらわれるように努力してまいりたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 そこまで計算ができてるわけですね。委託料583万、これは今回の新規事業として上げられた705万6,000円の中からの出るといふことと理解します。

そして計画、ここで新規事業をしようとした決定時期をお聞きしましたのは、平成21年9月国保特別会計の第2号の補正予算においてジェネリック利用促進サービス業務委託料として204万が上がっております。同じ事業名です。今回、新規事業として上げていらっしゃるけれども、この204万円は何に使われたのか、何を目的として計上されているのか、今回の新規事業とどのように違うのか、ここについてお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 ことしの補正で上げさせていただいたものにつきましては、今回は3月から医療費の通知を出そうということですので、その以前からの情報を、3カ月間の情報を埋めながらいうことの中での財政の関係と、これ先発で呉市が委託しておるところと同じ会社でございますが、そこの方との契約の中で今年度における医療費の差額分通知とかについての費用でございます。それから先ほど申しあげました新年度の予算につきましては、これは中身につきましてはいろいろ診療報酬、今までに受けられたレセプトを分析しながら医薬品情報とか、それらを電子データ化しながら使われた医薬品の関係、それに同市のジェネリックの薬品の関係のいろんな比較をしながらいうのもデータベース化されたものを会社の方でやっていただき、それを今度は使用者、医薬品の情報関係を月次処理しながら毎年間を通して、その薬価の比較、削減額の報告等々を市の方へしてもらおうというような年間契約における新年度の予算との差でございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山根温子さん。

○山根議員 先ほどの答弁では、204万円は今年度についての医療費差額通知ということで、もう既に広報の中に入っておりますけれども、これは議長にお許しを得て掲示させていただきますけれども、広報あきたかた3月号、これの14ページ、ジェネリック医薬品促進通知サービスが始まります。

これは、では204万円、補正の中で上げられたものの中からされるということと考えるとよろしいですか。

○藤井議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長

議員のおっしゃられるとおり今回、先ほど申しました22年3月からジェネリック医薬品促進通知サービスを開始する費用のすべて、これにおけるものの委託したものが含まれてることとございます。

○藤井議長

以上で答弁終わります。

山根温子さん。

○山根議員

わかりました。先進地としての呉市の状況を見ながら、それに追隨してやっていくということで、この業務委託は多分NTTデータという会社はかなりレセプトの電子化をして進めていると聞いておりますけれども、初年度のみ委託事業になるのでしょうか。私が計上されていた補正と、また今回の新規事業として上がっているもの、合わせると約909万6,000円というものがかかります。平成20年度またきょうもお答えいただきましたけれども、平成22年度においては効果額は885万、呉においても20年度に4,600万を計上して事業を進め、平成21年度に約4,400万の医療費の削減に成功したということが出ております。国保の加入者の個人的な薬剤負担も軽減できているわけですから、プラスになっていると思いますけれども、これからどれぐらいかかっていくのかというところを計画があれば、その中からお答えいただきたいと思います。

○藤井議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長

議員おっしゃるとおりで今後の関係でございますが、これは1回でもうつくったら終わりということとなしに、削減効果のいろんなところのやったのを関係の比較も出しながら、本人さんの通知もつくっていただきながらまた市の方には削減効果を報告していただくというような感じで、それは来年度以降は今の委託しておる会社に限らずということにはなろうと思いますが、毎年契約においての市が必要とするものについて削減効果を見ながら、またいろんなことを状況を見ながらということで、議員おっしゃられるNTTのデータ会社の方もやっておられます。

広島県内においては、先ほどありました呉が先発の先進地ということでございまして、広島市を除くよその市町につきましては今、呉市の方の委託しとる部分とあわせてやっていこうというような状況のところを聞いております。独自のなかなかシステム開発、データベース化、データレセプトとか薬価のいろんなところの比較状況とかがなかなか単独ではやるのが難しいので、委託になっていくかと思いますが、今後においてはいろんなところを調査研究しながら今後の、または市、次の次年度に向けてはまた取り組んでいきたいと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 業務委託において進めていかれるそうですけれども、先発の呉では現在、通知だけでは効果は限定的である、適切な受診による健康保持が市民にとっても保険者にとっても一番いいはずと、電子データ化した診療報酬明細書、レセプトを活用し、必要以上の受診や飲み合わせの悪い薬を併用する国保加入者への訪問指導を始めているそうです。本市においては現在ジェネリック利用促進カードを送付されておりますよね、A4判で印刷されたものが封書で各戸ういか、加入者に送付されておりますけれども、このカード送られた方、特に高齢の方からはどう使うのかわからないとの声を聞きます。国保の対象者には高齢な方も多く、封書にして送ることで利用が促進されるものとも言えないのではないのでしょうか。さらにこれからはジェネリック医薬品の促進通知書をジェネリックへの切りかえによる自己負担額の削減額が大きい方を対象に送付されることですが、対象者にあった通知や指導、また広報の仕方が問われてくると考えますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これ、新たにやることなんで市民の通知に対しては御理解を賜るよう、やっぱり積極的に情報の提供をしていきたいと思えます。要は先ほど申し上げましたように市民の方々に少しでも理解をしていただいて、このジェネリックの薬品を使う啓発をかけていきたいと。それで、そういうことによって市民の方々の懐、医療費に対する軽減を図っていききたいと思っています。議員御指摘のように、その通知の仕方じゃなしに見やすい文書でもってちゃんとした市民の方々の啓発、やっぱりそうやっていきたいと思えますので、御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市長は積極的に情報の仕方を考えていく、また見やすい文書でと言われましたけれども、高齢化率50%近くの高宮町では本当に各戸を回ってお話を聞きますと、封書から出してもこれが何なのかかわからないと、薬局においても患者さんがドクターのところへこれを持って行って、また薬局へ持ってきて、これはどういうふうにするかねと言われる方が多くって大変時間がかかると、一から説明しなければいけないというところを聞いております。もっと市民総ヘルパー制度とか社協とかいろいろな、これからお話しする地域包括支援センターもそうなんですけれども、そういうところで口でしっかりわかるようにお話ししていくことが必要になってくるのではないかと思います。

次に3番目に上げております地域生活支援センターの役割と機能について御質問いたします。

市においては、介護を包括的に支援する地域包括支援センター、高齢者支援センターと名づけておられますけれども、これを直営で運営されております。このセンターの役割と機能、そして新たに始まった市民総

ヘルパー制度との連携はどのようになされるのか、お尋ねいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの市民に対する啓発につきましては、あらゆる手段を通じて振興会とか、この支援センターとか市民の方々にわかる手法を模索していきたいと思います。これは、これに限らずに大きな行政施策につきましても、先ほど議員さんもおっしゃいましたけども、やっぱり市民の方にいかに周知していくかということは大きな課題でございますので、我々はインターネットで出しときゃいいやないかとか、広報あきたかた、広報へ出してきゃええじゃないかということじゃなしにできるだけ努力してまいりたいと思います。こういういい事例があれば、また議員さんの方も話しいただければ、しっかりこういうことを活用していきたいと思います。

地域包括支援センターの役割と機能についての御質問でございます。

平成18年に開設しました地域包括支援センターという名前から今年度、高齢者支援センターという名前に変更いたしました。市民の皆様、よりなじんでもらえる支援センターとして、また地域で暮らしておられる高齢者の皆さんを介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的に支援していきたいと思っております。さて、安芸高田市も少子高齢化時代を迎えて3人に1人は高齢者となりました。これからもこの状態は続いていくものと考えられます。高齢者の方々が住みなれたところで、元気で安心して日常生活を続けていくには地域の人の理解と協力はもとより、この高齢者支援センターを通じての介護予防の支援がますます大事になってくると思っております。この介護予防事業を高齢者支援センターでは保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー、看護師等が専門分野の仕事だけを行うのではなく、お互いの連携をとりながらチームとして総合的に高齢者の皆さんの支援を行っております。

次に、私が提唱しております市民総ヘルパー構想との関係ですが、予防福祉ということが基本でございます。この予防福祉を推し進めるためには、地域の助け合い、もやいの互助精神が大切になってまいります。若い人からお年寄りまで市民に広く、介護技術や介護知識の普及を図っていけば、寝たきりなどの介護が必要な状態にならないためにどうすればよいのかを考えるきっかけにもなりますし、地域の見守りや毎日の元気な暮らしを通して自立した長寿生活につながっていくものと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

この際、2時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時23分 休憩

午後 2時35分 再開

~~~~~○~~~~~

- 藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
質問の途中でございましたけれども、発言を許します。
山根温子さん。
- 山根議員 私は、地域包括支援センター、高齢者支援センターは地域で高齢者を丸ごとケアしていくシステムの中核に位置するものと受けとめております。平成21年の2月の、これも議長のお許しは得ておりますけれども、平成21年2月、安芸高田市の高齢者福祉計画、第4期の介護保険事業計画では、31ページに具体的な施策として地域包括支援センターの機能強化、また市民総ヘルパー事業関係機関との連携強化、地域ネットワークづくりなどが上がっております。来年度に向けてのさらなる地域包括支援センター、今は高齢者支援センターですね、この機能強化と関係機関との連携強化については具体的にどのようにお考えなのでしょうか。
- 藤井議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 地域包括支援センターの役割と機能とについての御質問でございます。平成18年に開設いたしました包括支援センターという名前から、先ほどこのこと説明いたしましたけど、この議員御指摘のように支援センターというのは今後の包括支援制度なくちゃならんとやっておりますけど、まだその機能は十分に発揮されてないことはたしかでございます。今後、この機能が十分発揮されるように仕組みづくりが大事だと思うんですけど、具体的にはこの支援センターのあり方というのを一遍検証しながら次の展開につなげていきたいと思っております。詳しい状況につきましては、部長の方から説明いたしますので、よろしくお願ひします。
- 藤井議長 引き続き答弁を求めます。
福祉保健部長 重本邦明君。
- 重本福祉保健部長 議員おっしゃるようにこの21年度、昨年4月から地域包括支援センターという名称がなかなかわかりにくいこともございまして、高齢者支援センターということに名称も変えさせていただきまして、いろいろ今までもやっておりますが、いろいろな特定高齢者の把握とかいろんなところ、今、最近はいろいろなところの中での虐待と申しますか、高齢者の方のいろいろな年金の関係とか、いろいろなことの状態も入ってきております。そこらにつきましては、警察なり危機管理室なりとか保健医療の関係とも連携をとりながら、またいろんなところの教室、認知症、うつでこの前ありましたが、権利擁護の講演会とかいろんなところの包括支援センターだけでは、体制では11人おるわけでございますが、非常勤も含めまして、そこだけではできないので、いろんな面におきましていろんな事業も含めたところの連携をとりながらということで介護予防の、市長が言います予防福祉いいですか、自主福祉いいですか、そこらも含めた中でのいろんな総合相談窓口も、そこを拠点にしまして今後も取り組んでいきたいな、機能強化いいですか、そこらを取り組んでいきたい思っております。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山根温子さん。

○山根議員 機能強化と連携強化についてお聞きしましたのは、よく用語として機能強化する、連携を強化すると申されますけれども、この連携というものはどのようにとるのが難しいか、また、どういうふうにとっていく手法を考えなければいけないかというところで、特に具体的なことをお聞きしたかったですけれども、今後も強化していくというところで受けとめました。

それで、この計画書にアンケート結果も載っております。20ページに今後力を入れてほしい高齢者福祉施策として往診など、在宅向けの医療サービスを充実するが41.2%の割合を占めております。訪問診療体制の必要性については、私は平成21年6月の定例会において一般質問しております。そのとき、市長も在宅介護を進めるためにしっかり住民の声を聞きながら検討していきたいと御答弁されております。もうこの時点でアンケートが出てきたんですけれども、しっかり住民は在宅向けの医療サービスも求めているということで、ここに1点、農業新聞に北海道の夕張市で現在、在宅支援診療所を開かれてる村上ドクターの話が出ておりました。約100軒ぐらいの家庭に訪問診療されているそうで、このシステムがあれば高齢社会において大きな病院がなくても安心して治療や療養ができるのではないかと思うと言われております。このアンケート結果から出てきた要望、高い割合で出ておりますけれども、こちらのこれも議長にお許しを得ておりますが、包括支援センターのパンフレットがあります、ここに一応。ここに、やはり市長が先ほど言われましたように地域包括支援センターは地域で暮らす高齢の皆さんを介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的に支えるために設けられました。皆さんがいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、地域包括支援センターを積極的に御利用くださいというパンフレットでございます。このように包括的に高齢者を丸ごと受け入れて見守る、細切れでなくすき間なく高齢者を受けとめて支援していくという意味で、やはりこの医療に関してもケアネットの構築を進めていく必要があると考えておりますが、市長はこれについてどのようにお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この包括の介護予防事業につきまして、これ非常に今後、国も申しますけど、在宅支援を中心とした介護体制を申しております。ちょっと景気がちょっと悪化しているんで、その辺のところはちょっとこうぼけてきているんですけど、将来的には施設介護ではなく日本の財政状況を考えたときには在宅で介護してもらおうシステムの構築が大事だとおっしゃってます。先般、私も担当の方には訪問介護というじゃなしにサテライト型のデイサービスができるのかとって今指示をしてるんですけど、中身はちょっと同じような気がまたしているわけですね。いわゆる介護

を施設でやるんじゃなしに移動介護で賄っていくと、このことによって多くの方が利便性がだんだん高まって来るんじゃないかと。特に家が離れてなかなか例えば介護施設まで行くのが困難な人にとっては、このサテライト型も生きてくるんじゃないかと思ってます。今、訪問介護ということ、在宅介護聞きましたんで、こういうことを踏まえまして今後、安芸高田市の在宅介護システムの構築は、これから図っていきたいと思います、今度また。

今の支援体制ありますけど、これをじゃあこの各施設が平等にこれを受けてくれるかいうたら、なかなか受けてくれません。なかなか、いや、この今の介護保険で賄えるかいうたら、その厳しいところもあります。そういうようなこともあるんで、これ体系的に考えてやっぱり安芸高田市、大事な訪問介護の構築に向けてはこれからしっかり検討していきたいと思います。これがないと、なかなか意味のある施設介護というふうに向かっていますんで、こういうことがたやすく市民の方々に興味を持っていただけるように、また施策の展開を図っていきたいと思います。

高齢者センターにつきましても、事業としては新しい事業なんで、これも手直しをかけながら安芸高田バージョンでしっかりまた方向性を定めていきたいと、かように思っています。

議員提案の訪問介護については、これからどんどん検討してみたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山根温子さん。

○山根議員 私が提案しているのは、この介護ではなく訪問看護を含めた訪問医療体制でございまして、市長の御答弁はかなりちょっと先に進んでおりまして、まず地域包括支援センター、高齢者支援センターは私としてはコーディネート、それぞれの地域における支援をネットワークの中でしっかりとケアネットを構築して網の目のように張りめぐらした中で、張りめぐらしたネットサービスを使っただけのようにコーディネーター的な役割が主だと思います。今は介護要支援の方のケアも組んでおりますけれども、その仕事だけに忙殺されることなく、しっかりとネットの構築していただきたいと思います。

そして平成21年2月の安芸高田市、先ほど揭示しました第4期介護保険事業計画の22ページにまだアンケート結果が載っておりますけれども、介護希望場所としては、どこで生活してる皆様、自宅で生活したいが59.9%と非常に高い割合出て、ほかの答えはほとんど10%に満たない数字で、もう自宅で最後まで生活したいが60%近く、しかし、在宅介護の環境整備は本当にまだまだ整っているとは言えません。とても言えません。市長は現在24時間保育を言われておりますけれども、介護においても在宅介護を進めるなら24時間365日の支援指定をしていける体制を整える必要があります。

ということで、最後に4番目の多機能居宅介護事業所の展開について

御質問いたします。この小規模多機能居宅介護事業所、登録者とその家族も支えられることとなります。来年度に向けて市においても、この小規模多機能居宅介護事業所を含めた地域密着型サービス事業所などの整備に対し予算が上がっております。この小規模多機能居宅介護事業所の展開のねらいと課題についてお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの質問、済みません、ちょっとずれがあったんですけど、現行制度を十分活用しながら皆さん方の在宅についての介護が十分満足いけるような形態をとっていきたいと思っております。

小規模多機能居宅介護事業所の展開についての御質問でございます。

御指摘をいただきますように平成22年度の開設を目指し、昨年12月からこの2月末までを期限として認知症対応型グループホームと小規模多機能型居宅介護事業所を募集いたしました。また、22年度一般会計予算には、その施設整備補助金と開設準備支援補助金を計上しております。小規模多機能型居宅介護事業所とは、いつまでも住みなれた自宅で安心して暮らしたい、いつまでも家族と一緒に暮らしたいという思いや願いを総合的に支える在宅介護サービスでございます。ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中で入所施設とは違い、それまでの暮らしや人間関係を断ち切らず、可能な限り自宅で生活することを支援していく在宅サービスの柱の一つとして介護保険事業計画に取り組み、取り組んでおるところでございます。

課題についてでございますが、全国的に見て小規模多機能型居宅介護事業所の整備が進んでおりません。安芸高田市でも第3期介護保険事業計画の期間中に3事業所の募集を行いました。整備されたのは吉田圏域の1事業所にとどまりました。整備が進まない原因につきましては、一つに介護報酬の仕組みにあると言われております。一月単位の包括報酬であり、利用回数に応じた負担でないことや、利用の中心となる軽度や中度の認定者の報酬が低いことなどが原因していると言われております。こうした課題に対しましては、既設の事業所や今回指定する事業所の運営を見ながら、次期介護保険事業計画において論議していただきたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市長がおっしゃいましたように、とてもねらいとしては本当に地域密着型で登録者と家族を支える施設になると思います。しかし、課題において言われましたように介護報酬の仕組みがかなり利用者の利用増につながらないという問題を抱えております。この小規模多機能居宅介護事業についての全国セミナーが平成21年12月に広島市内で開催されました。ここでも小規模多機能を始めた施設事業所からは、経営が安定しない、介護の1から3の方が20名以上いないと、うまく回らない。この小規模多

機能の事業所は、利用者の上限が25名以下ということになっておりまして、その中で20名以上の利用がないと、なかなか難しいという、赤字だ赤字だというお話を聞きました。

その中で兵庫県朝来市和田山町のたまき喜楽苑の報告を聞きました。この報告では、費用対効果でプラスになる、こういう小規模多機能居宅介護事業所は絶対にこれからの国の、また自治体の介護費用を削減していくために、また利用者の利益にもなるという報告でした。例えば1カ月にデイサービスを30回、ホームヘルパーを64回利用した場合は1回幾ららの、既存の介護サービスでは3万6,562単位となったそうです。これを定額制の小規模多機能型の居宅介護を利用した場合は1万1,430単位、その差額は2万5,132単位、金額に直すと25万1,320円と大きな差が出るということです。このたまき喜楽苑の全体の登録者数を計算していくと、1カ月の差額合計が約100万円、また利用回数では約42回も利用ができたという報告がありました。1カ月で約100万円の介護報酬の費用を下げながら、介護サービスの回数はたくさん利用できるという費用対効果からの発表とともに、定額制の料金の小規模多機能では利用回数に制限を設けたり、定休日を設けたりするような事業者もおりまして、こういった利用者が不利益をこうむることがないよう、特に事業者のモラルが問われるとの報告をしておりまして。

高齢化率が上がる中、高齢者のみのひとり暮らし、二人暮らしの世帯においての在宅支援には本当に限りがあります。また2世代、3世代同居の家族世帯においても介護に専念できる状況があるとは限りません。在宅での介護には現在の通い、訪問、泊まりのサービスがあるとはいえ、24時間365日を通じての支援にはなっておりません。通所も訪問も泊まりも、どれをとってもお願いしてからあきを待ってやっとなという状態です。地域においても家族のように見守り、支援してもらえる小規模多機能は地域においては雇用の場ともなりますし、在宅で暮らしたい高齢者、また介護を支える家族にとっても大変期待されるものとなると考えます。市長は、今後の在宅介護についてどのようにお考えでしょうか。これを私の最後の質問といたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように今、我々行政の一番の課題はこの在宅の介護につきまして、これはなかなかホーム、やっぱりグループホーム等ですね、非常に安定した経営の舞台に乗らんということが事業者は言っております。ここで市内の今、福祉をやっている事業者がほとんどそう言うてくるんですよ。これ上がらんから、わしゃしとうないと、だれかにやってくれやとこう言われると行政も困りますね、本当に。公設でやってるところもそういうとこ、たくさんあります。だけど、そうかといっても大事なことなんで、今ちょっと兵庫県で調査してみたいと思う。本当にこういうくんだったら、やっぱし我々もそういう調査したい。今もこういう募

集してますけど、なかなか市内の業者の方は提案してこんです。これ、絶対残れん。今、匠さんがやっておられますけど、非常にこれは介護保険には難しいということですね。だから、そのエリアをちゃんと超えな
いけんと、それ超えてでも我々これやっていかないと、本来の在宅を推
進していかれん状況になりますんで、非常に大事な話なんで、このこと
を兵庫県の事例っていうのは興味ございますんで、勉強させてください、
本当にとお思います。

それから24時間体制も大事なことです。私、今、子供の保育について
は、これはなかなかそういう組織をつくって保母さんを置いてと、ここ
介護士を置くと膨大な金かかりますけど、この今、福祉で委託しており
ますほほえみサービスの考え方をすれば、ちゃんと市民の方の協力も
得られることができますから、そういう可能性はまた探してみたいと思
います。今現在、私、就任当時からやらせてもらうたのはリフレッシュ事
業やってますけど、非常に元気はええです。在宅介護士の365日の介護
というのはくたびれると、この手を抜いてあげるといふ、こういうわず
かなことが次のあしたからの介護につながるとおっしゃってます。そ
ういうことと同じようにやっぱしあるときにはちゃんと旅行も行ってな
けないけんじゃろうし、家庭の事情ではただ預かってくれという体制も
いいんじやと思ってます。これもわしのマニフェストには、保育の維持が
24時間と言ったんですけど、これにやっぱし老人介護の24時間も検討の
視野に入れさせてもらいたいと思います。

以上、いい御提言ありがとうございます。これからこのような仕組み
づくりがこれからの勝負になってくるとお思います。これから在宅介護
でいかないと、今の施設介護を行うと、非常に保険料とか、こういう介護
が料金が上がってきます。そうすると、今度は若い人が保険料掛けん
ということになるし、悪循環になるんで、ぜひともこの制度については
いい仕組みをつくっていきたいと思っております。そうかといって施設
介護を怠るわけじゃございませんけど、このことも視野に置きながら総
合的な福祉をしていきたいと思っております。幸い議員御指摘のように私も
知っています。市民の多くの方々は、自分の家族は自分のとこで見たい
ということは認識しております。ただ、見るにしても家族の家のバリア
フリー化とか、こういう、さっき議員御指摘のシステムが確立しないと、
なかなかこれは前に行かないということをお認識しておりますんで、御理
解を賜りたいと思います。しっかり頑張ります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

これをもって山根温子さんの質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 政友会、金行でございます。私は、通告のとおり大枠2点、一問一答
でございますので、1問ずつ質問させていただきます。

議会が始まりまして当初、市長の施政方針と予算編成についてお聞き

しました。まず1点でございますが、市長は市長になられて2年過ぎ、就任時に上げられた政策、着実に進んでおられると思います。といっても、21年からののが市長の政策の主眼と思います。21年度の市長としての進捗状況はいかなるものか、まず、それ1点お聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の御質問にお答えをいたします。

私の公約は、6つの基本目標のもとに24の項目を掲げております。その中で短期に成果を出すものとしては19項目、中長期的に効果を出すものとしたしましては5項目でございます。具体的な進捗状況であります、6つの基本項目ごとに申し上げたいと思います。

まず最初に、本市の厳しい財政状況を踏まえての行財政改革の推進、事務事業や補助金の見直しにつきましては、第1次行政改革に掲げたさまざまな取り組みを着実に継続し、今般の第2次の行政改革大綱を策定したところでございます。平成22年度から向こう5年間、徹底した取り組みを行うこととしております。補助金につきましても、再度新たな視点で見直しを図ってまいりたいと思っております。

次に、少子高齢化対策につきましては、学習補助員制度を平成20年度中途から試行導入し、平成21年度からはすべての小学校に補助員を配置したところでございます。放課後保育につきましても、第2イルカクラブの増設、また新年度からは利用時間の延長ということもしております。24時間保育体制につきましては、ファミリーサポート事業に宿泊預かりをメニューに追加をし、対応することとしました。保護者負担の軽減についても、乳幼児医療費の対象年齢の引き上げや第3子以降の保育料の無料化を行ったところであります。予防福祉、介護予防につきましては、市民総ヘルパー構想として既に介護家族者リフレッシュ事業、生活サポート事業等々を実施しているところでございます。今後、さらに充実をしてみたいと考えております。

次に、市民の働く場を確保するための活性化対策でございますが、昨今の景気低迷の中、企業誘致を進めてまいりました結果、平成21年度に2社、平成22年度には大手農機具販売企業の誘致が見込まれております。一定の成果を上げておるところでございます。また、徹底した地産地消による生産、消費の一本化、販路の拡大につきましても、広島北部農協と緊密な連携のもと、安芸高田市の生産販売体制の確立を図っているところでございます。

次に、開かれた行政、安心・安全なまちづくりにつきましては、情報公開条例に基づく公開は無論のこと、広報紙やホームページ等を通じ、可能な限り情報提供してまいりました。また、安心・安全につきましては、洪水・土砂災害ハザードマップの作成配布、消防団組織の強化を図る再編、また、自主防災組織の設立を推進してまいったところであります。その結果、自主防災組織の組織率は現在35%まで上昇しているところ

ろであります。一方、光ファイバー等による地域情報化の推進につきましては、中長期目標としておりますが、既存の有線・無線放送施設の老朽化等への対応を含め、安芸高田市が情報過疎と言われないよう喫緊の課題として取り組んでまいりたいと思います。

次に、人権を尊重した女性の社会参加がしやすいまちづくりにつきましては、男女共同参画推進条例を昨年3月、条例化したところでございます。男女共同参画社会を目指した宣言都市もいたしたところでございます。

次に、将来を見据えた夢ある社会資本の整備でございますが、中長期目標として掲げた国道54号及び地域高規格道路、東広島高田道路の整備は、国の政策転換により整備促進のおくれが懸念されますが、引き続き早期実現に向けて国等への働きかけをしてまいりたいと考えております。上下水道の整備につきましては、下水道事業の重点化を図り、水洗化率を平成26年度には80%までアップさせることとしております。また、未給水地域についても、その解消に向け取り組みを行っているところでございます。

最後に、すぐやる新規サービスとして掲げました公約でございますが、まず高齢者、障害者の方々が玄関から目的地まで低料金で行けるデマンド型ドア・ツー・ドアの新交通体系の実現を掲げました。関係者の御協力により、昨年10月から新交通システムとしてお太助ワゴンなどの運行を開始し、本年10月からは市内全域に拡大、本格運行の運びとする予定でございます。また、高齢者等への事務補助サービス、年間を通じての窓口業務の開放につきましては、全職員の協力によるまごころ代行サービスを導入いたし、その対応を図ったところであります。また、市民から喫緊の要望等に迅速に対応するためのすぐやる課の設置につきましても、昨年4月の機構改革で設置をいたしました。男女の交流の場の創造につきましても、平成21年度に結婚サポート事業を創設し、結婚相談員やサポーターを配置し、婚活の支援を行っているところであります。

以上、申し上げましたように短期的な目標に掲げました公約はおおむね実現の運びにあると認識をしております。また、目指す本市の将来像につきましても、総合計画にも掲げておりますとおり、人・輝く安芸高田であり、いささかの変わりもございません。引き続き安芸高田市が活力ある地域として、また、子育て世代から高齢者世代まで市民が暮らしやすいまちづくりを目指し、全力を尽くす所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 質問しとらんとこも先立って、将来像いうのを後でゆっくり聞こう思ったんですが、それはよろしいです、一緒ですからのう。

今、市長が着任され、2年間、本人も満足されておると、100%じゃございませんな、これは。まあ満足されているということで私もそのように

思っておるんですが、市長、市長が就任されて20年度、21年度進捗状況の中にいろいろ緊急景気対策がございましたよね。その中でいろいろ新規をされて進捗状況はかなり一定並行的には緊急対策も順調にやられたとは私は思うんですが、その点、どう考えておられるか、ちょっと。今の将来像でございますよね、将来像イコール私は将来、我が市の理念じゃ思うんです。理念というと、さっきの話にもありました第2次行政改革の中に示されております参画協調の推進ということの思惑じゃと思うんですが、その理念によって我々市民、企業がそれを目標に伸びていくというんですか、旗印にこういうことはある、そこらを端的に言うと、どういうことか、その2点をまずお聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 経済対策につきましては、非常にこのたびの経済、非常に底の深い経済でございました。安芸高田市といたしましても3回にわたり約35億円程度の景気対策といったところでございます。その成果がどうかといっても、なかなかあるんで、かなりの底が見えたと言われるけど、このたびの就職状況を見たらかなりの方が就職しているということになるんで、これからおいおい出てくるんじゃないかと思っておりますけど、今後も緩めないこにしていきたいと。また、経済対策につきましては安芸高田市の喫緊な課題を整理させてもらいました。例えば学校とか公共施設の通常できないような補修とかをやらせてもらいましたんで、今後、財政運営においてもそこからスタートできるんで、かなりよかったんじゃないと思っております。特に学校の補修とかテレビとか今度のデジタル化に備えた対策も今回行ったところでございます。また、付随してやりました経済対策でプレミアム商品券も非常に好評でございまして、約3億円ほど実施させてもらいました。今後もこういうことが市民にまた経済効果があれば、タイムリーにまたしていきたいなと思っております。経済対策については、こうでございます。まだ今度、新しい支援につきましてもまた経済対策打ってくるかもわかりませんが、安芸高田市は謙虚に受けとめて市としてしっかり消化をして市民の負託にこたえていきたいと、かように思っております。

それから、さっき政治理念の話がされましたけども、これは先ほどの同僚議員の質問にもしましたけど、ダブったらごめんなさい。私は、安芸高田市の課題はだれがどう言おうと、やっぱり少子高齢化、さっきと同じです、高齢者対策だと思います。今後ふえてくる高齢者をいかにみんなですべて支えていくという仕組みづくりだと思います。このためには学校教育のレベルアップとか、それとか就職とか、それとか働く場の確保とか、若者定住が非常に大事になってまいります。全部これに付随した課題と思っております。幸い学校のレベルアップにしても吉田高校、向原高校のステップアップ校として非常に今までにない施策の展開を県から受けることになりました。このことが非常に職員の認識を変えまして非

常に手ごたえを感じています。先般、向原高校の卒業式行ったんですけど、先生の目の色違いますね、全然。もう全然、今は違う。もうこのことが今後の学校教育の進展につながると思います。もうこのことによって、教育によって安芸高田市、出るとか外へ出るということが少なくなっていくんじゃないかと思っております。的を得た施策の展開だと思っております。こういうことをしっかりやっていきたいと、これもみんなこれから高齢化、老人をいかに支えていくかという課題でございます。

それともう一つは財政的に、先ほど申しましたように今後ふえる、予測される福祉のお金が増大してきます。これが政府、どのような状況になっても民主党、自民党でも構いませんけど、ほかの状況になってもやっぱり安芸高田市は持ちこたえる体制づくりは大事だと思っております。そのためには市民総ヘルパー事業の推進だと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。このことは簡単に言いますが、我々職員一同もやっぱりちゃんと行政がやっておるよという観点に立たないといけないので、非常に厳しい課題だと思っておりますけども、ここを乗り越えてしっかりとこのからの安芸高田市の体制をつくっていききたいと、このように思っております。このためには皆さん議員の方々の御協力、市民の方々の御協力は必修の課題でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 理念、高齢率が32%ですから、やっぱり高齢者向きで市民総合ヘルパーですか、で言っちゃいけない何てや銀行等も出ましたし、市民にとっては今、誘致をする企業を魅力にするというまたそれがあれば、まだいいんじゃないかなと、これ思います。まずはそれでよろしゅうございます。

2点目に予算編成、施政方針の中に予算でいろいろ辛苦をされたとも、施政方針、また予算編成、まだ予算の審議は今からのことですが、13.4%の増の前年度に比べての予算増でいろいろ辛苦をされたと思うんですよ。予算を編成するに当たりましては、私がよく聞くんですけど、財政事情あるいは地域の諸問題、学校、土木施設の問題、予算提出するのに市長いろいろこの予算を出されていますが、そのときの基本方針をどんな、みずからどのような趣旨で基本方針を出されたのか、また、どのような職員にも指示されたのか、その1点をお聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成22年度の予算編成に当たりましては、マニフェストに関する事業や主要事務事業につきましては、進捗状況を整理いたし、事前に各部局と事業内容や効果、課題、必要予算額など、新規・主要事業を中心にヒアリングを実施いたしました。ヒアリングを実施いたしまして必要な指示を行った上、予算編成を行ったところであります。とりわけ合併7年目を迎えるに当たり、今後の財政運営を考える上で一番懸念されることは、平成26年度から始まる地方交付税の減額であります。今から将来

を見据え、歳入と歳出の均衡を基底に据えた集中と選択による施策の重点化、徹底した歳出削減、また行政のスリム化を進めてまいりたいと思っております。そのためには、民間活力の導入は不可欠でありますので、今後、施設の統廃合や民間委託などを初めとする第2次の行財政改革を徹底して断行することを基本に掲げたこととさせていただきます。

また、このような施策を実施する中、13.4%増という結果でございますけれども、これは給食等の今までの懸案事項をちょっと繰り上げて実施をしていきたいと思っております。これは県、国も非常に経済対策については市町も協力してくれということがございます。我々、必要なものを先にちょっと前倒しで実施した懸念もでございます。これが、決して安芸高田市が要らんという事業にすとしても、やらにゃいけん事業ということで御理解を賜りたいと思っております。この13.4%増につきましては、県の方も景気対策上、非常に喜んでおられます。こういうところで機嫌をとったわけでございますけれども、これは県の景気対策になると同時に安芸高田市の景気対策にもつながると思っております。事業について、むだのない事業を前倒ししてやったということで御理解をしていただきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 13.4の増の分は給食等々ございまして、むだがあるかないかは今からの予算の審議でございますので、十分やらせてもらいます。

次に独居老人について、言葉が寂しいようなきついようですね。ひとり暮らし老人、非常に我が市でも市長御存じのように1,600少々ですか、私のこの頭に入ると、これはいらっしゃるということで、これは安否の確認、非常に民生委員の方、地域の方が非常に心配、市長が言う市民総ヘルパーの中にも入るかたしれません、この具体的な策、その市民総合ヘルパーも具体策の一個としたものですが、方ほかに何か具体的に考えていらっしゃるのをお聞かせください。それか担当課があるなら、お聞かせください。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の御質問にお答えします。

ひとり暮らし高齢者の安否確認のための具体策についてでございます。市内のひとり暮らしの高齢者は、平成17年度の国勢調査によると、先ほど議員御指摘のように約1,600名に達しております。具体的には1,588名でございます。独居高齢者等の在宅生活への不安解消が大きな課題であると考えております。安否確認の具体策といたしましては、配食サービスをお願いをして低栄養の防止を兼ね、安否確認を行っております。また、市民総ヘルパー構想において、この3月からは生活サポート事業として必要な高齢者の定期的巡回や生活支援を行うサービスを始めておるところでございます。また、民生児童委員や地域振興会、老人クラブに

おいても日常的な安否確認をしていただいております。皆様方の御協力をいただきながら高齢者の安心・安全に役立ち、自立した在宅生活が継続できるような具体策を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

担当課はということでございますけど、高齢化福祉課になると思ひますので、よろしくお願ひします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 ひとり暮らし高齢者の安否確認の方法いいですか、各市町とも、さまざまな方法で安否確認が一長一短、なかなか特効薬がないような状況でございます。

現在の安否確認、全国的に見ますと、大きく分けて2つの方法がございます。1つは機械器具を使つての安否確認、緊急通報とかいうのもあるんですが、最近では電気製品、ポットとか冷蔵庫等とか毎日使用されるものについて水道メーターとかガスメーターもあるんですが、そのようなもので通信回線を使つての安否確認のような状況もございます。また、2つ目といたしましては実際に訪問、先ほど議員さんおっしゃいました民生委員さんによります。安芸高田市でも123名の民生委員・児童委員がおられますが、定期的にひとり暮らしの高齢者の健康状態やいろんな対応、実態調査を含めまして随時必要に応じてやっております。見守り活動いいですか、よその市町でも牛乳や弁当配達しながら、そこでの定期的にまた訪問したり、また電話をかけたたりするなど、人による安否確認の方法というような方法もございます。

それから、安否を知らせる旗というようなものがございます。これは全世帯協力得られるか、高齢化が進む地域などにおいてはお互いに旗が立っているけえ安心しとるような状況もありますが、ここらもどういふふうには有効な方法なんか、今もいろいろな各状況を踏まえながら一番は、訪問により見守り活動をしての安否確認というのが一番大事やろう思ひますので、今後、福祉担当部局といたしましても、いろんなところの民生委員さん、社協も含めていろんなところ、地域振興会も含めた中での連携をとりながら取り組んでいきたいと思ひます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 高齢化、我々、ここにいらつしやる皆さんもいずれはそのようになります。まさしく部長が答えてくださった中に、私がある高知県の方でテレビと新聞で見た、元気な方に朝起きて旗を立ててもらふいう例でちょっと出してございまして、それも我が市にもより地域性民主主義から地域振興課のことが、それもぜひ市長は早く取り入れるんが市長でございますので、それを御提案されたらどうかいふことを持ちまして、その答弁をいただひて私の質問を終わります。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。議会を通して、そういう提言を関係者の方には伝授していきたいと思えます。非常に安否確認、いわゆるこっちの福祉対策っていうの一番初歩的な段階でございますんで、これも大事なことと思っています。消防にいたしましても、消防士行ったがええけど、本人がおるのかおらんかわからんやなことではちょっと困るんで、やっぱり安否確認からスタートしていきたいと思えます。先ほど部長も申しましたけど、いろんな手法を含めてその地域に合った手法をまた模索して必要な方にはこういう提案をしてみたいと、かように思えますんで、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
これをもって金行哲昭君の質問を終わります。
続いて通告がありますので、発言を許します。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 会派の水戸眞悟でございます。先の通告に基づきまして一般質問を行います。なお、先ほど同僚議員からの質問内容と重複する部分もございますので、それを承知の上で質問をいたします。市民の目線の視点ということを重点に置いて本当に素朴な、なおかつ切実な不安であったり疑問であったり問題点であったりといったようなことについて伺いをしてみたいと思えます。

さて、このたび浜田市長におかれましては、平成22年の4月から安芸高田市横田診療所における新たな医師の確保と医療設備の整備充実に御尽力をされておりますことは、地域医療充実の観点から改めて敬意を表するところでございます。

さて、そこで実は時を同じくして美土里町の北部に位置をしております安芸高田市北生診療所が本年の3月末で閉鎖されるという旨、2月14日の中国新聞紙上で報道がなされたところでございます。1月28日の美土里町の地域運営協議会連合会役員会で、これは振興会の会長さんの会議でございますけれども、その閉鎖の旨の説明が保健医療課によってなされ、また2月の10日付の回覧文書で美土里町地域にその閉鎖の旨の伝達がなされております。北生診療所に隣接します市立のひまわり保育所の園児、現在35名なのですけれども、これの年2回の健康診断あるいは健康相談などを初めとしてかかりつけの患者さんはもちろんのことでございますけれども、地域住民の皆さんにとってまさに寝耳に水の心境でございました。この北生診療所に現在通院されている方々は、おおむねかかりつけの患者さん80名程度、そして毎日の10人程度以上の強の患者さんの通院があるというふうには伺っておるところでございます。

実は、この回覧文書のみで地域住民の理解が得られたのかどうか、非常に疑問な点もありまして、周辺地域住民の皆さん方にはその不安をかき立てているところでございます。したがって、これまでも何度か伺ったと思えますけれども、この北生診療所の閉鎖に至った経緯につい

て具体的なところを市長に伺うものでございます。なお、補足がありませんとすれば、担当部長の方からもお願いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの宍戸議員の質問にも答えましたが、北生診療所の閉院につきましては、昭和54年より運営していただいております土本病院より昨年12月に、本年3月末をもって閉院したいという旨の申し出がありました。市といたしましては、引き続き北生診療所の運営について検討してまいりましたが、今日の全国的な医師不足により医師の確保が困難であること、また、同町内にあります横田診療所の医療機器の整備やお太助けワゴンの交通インフラ整備が行われていることなどを総合的に検討した結果、北生診療所の閉院を決定をしたところであります。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 先ほどありましたように土本病院の方、院長先生の方、理事長さんの方から閉院した旨の申し出がありました以降、土本先生と協議を重ねてまいりました。その結果、3月の閉院までにしなければならない事務上の手続や、いろいろ受診、診療中の患者さんもおられますということの中で迷惑をかけたくないということで早く患者さん、地域住民の皆さんに知らせてほしいというような依頼もございました。それで振興会の役員会での説明、回覧文書だけで理解を得るようには考えておりません。議員さんにもいろいろ御協力や御助言をお願いしながら、今後、地元説明会を開催したいと考えております。地元であります水戸議員さんの方にも相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 経緯につきましても、市長の方からも一応の答弁をいただきましたし、今後説明してまいるということでございますが、1点押さえさせていただきたいと思うんです。実は先ほど来、12月に先生の方からお話があったということでございます。11月ぐらいからあったというのも聞いておりますけれども、12月ということですから、それはそれでいいといたしましょう。それからお太助ワゴン等々で横田診療所への通院も可能であるといったような客観的な状況を勘案すれば、確かにそうなのかもしれません。実はそこで、先ほど来もいろいろお話が出ておりましたけれども、市長さんは高齢者対策、地域医療、非常に力を入れなければならない、あるいは若者定住性策については当然のことを力を入れていくべきだろうといったようにお話をいただきました。

その中でも実は高齢者比率の問題がたびたび出てくるようでございまして、実はこれ2月末の高齢者の比率を地域ごとにちょっと調べてもらいましたが、参考に申し上げます。各町別でいいですと2月末現在で吉

田地域、つまり旧吉田町で26.1%、八千代町で30.7%、甲田町で33.6%、向原で37.4%、高宮町で42.5%、美土里町が39.9%ということでございます。確かにおっしゃっていただくように非常に吉田町、甲田町、八千代町あたりと比べると、美土里、高宮地域においては高齢者比率が断トツに高いといった状況があるということは、とりもなおさず非常に高齢化社会が進んでいるということでございます。ちなみに美土里町におけるこの北生診療所地域の北、生田、桑田といった地域でございますが、ここを見ても北で40.6%、生田地域は46.1%、桑田で45.8%、この地域を平均しますと44.1%、まさに先ほど来お話がありますように地域によっては、安芸高田市内の周辺地域には高齢者比率が50%に届くところがあるということは間違いのない事実でございます。

実は何を申し上げたいかと申し上げますと、こういった、いわゆる高齢者、いわば社会的弱者の皆さん方が毎日せめて80人でもこの診療所を日々の不安解消の糧としてそこに通院されておたいう事実があつて、それを12月の段階で3月には閉鎖するかもしれないということを行行政的な情報を得て、それがこの回覧で美土里の地域の人に2月の10日付で出された。しかし、御存じのように高齢者世帯のある我々、あるいは美土里町のこの地域あたりでは一晩に1軒しかほとんど回らないんですよ、回覧というのは。7戸あれば1週間かかるんですね。10戸のところは10日かかるんです。そういうことがあるにもかかわらず、回覧でお示しになった。ところが、14日の日曜日の新聞でこのことが、まさに北生診療所を閉鎖、決定事項ですね。広島の2医師派遣中止。安芸高田市が来月末、横田に一本化。こういう見出しで出たんです。つまり何が言いたいかというと、本当に寝耳に水の話だったんですね、地域の人は。そういうことを含めると、本当は12月末の段階で横田診療所に新しい先生をお迎えする、生桑の北生診療所の先生が閉鎖したい旨の届けがあつたという段階で、今後皆さんどういたしましょうか、地域の皆さん大変なことになりましたよと、そういうお話を地域の皆さんとともに一緒に考えて、それじゃあデマンドバスをもっと利用しましょうか、今度来ていただく横田の先生にもっともっと北生地域の医療対策もしていただくように働きかけましょうか。こういったようなことを事前にやるべきではなかったのかというふうに考えるんです。その辺について、市長の考えと部長のお考えを伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このことにつきましては、非常に我々もこの病院サイドのお医者さんが我々のところに向けてもらえないとわからんという、情報を得るのに非常に難しい状況にあつたことは事実でございます。患者さん方にもお医者さんからは少し聞いておられる方もおられると思いますけど、我々も対応がちょっと悪かったと思いますけど、このことにつきましては今後の反省課題として、これからはしっかりこういうことのないようにし

て頑張っていきたいと思います。

ここで私がどうこうと言いわけにすぎん、実は私もこれを知ったのがほとんどもう新聞に出ると前後の同じような時期に知ってます。だから、このお医者さんに任せっきりということが、やっぱしこれからの我々も情報交換を絶えずお医者さんとしとかにやいけんということだと思います。こういう状況を、土谷病院さんがかなりこのことについての経営悪化ということはわかってたはずなんですから、我々の情報の収集の仕方がちょっと甘かったということで反省をしておるところでございます。だけど、このことを言っても仕方がないんですけど、今後我々がしなくちゃいけないことは、今後の緩和措置についてしっかり頑張っていかにやいけんと思ってます。

最初、議員さんが御指摘のように、幸い事業者の協力によりまして、お太助ワゴンとかが運行いたします。このことについてもかなり、いわゆる桑田とか生田地域の方については、病院に通学にその利便性を考えてもらうような仕組みの構築も大事だと思ってます。

それから先般もお願いしたんですけど、お医者さん方にやっぱし往診を快く引き受けてもらうということも大事だと思います。先般、私お話をしましたら、往診につきましては割かし快くも受けていただいております。行政として、やっぱし皆さん方にできるだけの緩和措置を行って安心してもらう以外に説明しようがないんで、しっかりこのことを頑張っていくことを約束しておわびに申し上げるとしたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 市長の答弁いただきましたので、多少安心はいたしておるところでございます。

そこで、今緩和措置のお話も市長の方から前向きにお話がありましたので、それにゆだねるという気持ちではおりますが、今後早急に地元の皆さん方と今後についてはどのようにした方がよろしいのか、あるいは横田に来ていただく新しい先生と一緒に北生地域の医療課題について地域の皆さんと一緒に共同のまちづくりのスローガンとともにやっていこうじゃないかというようなことを当然進めていただけるものと思いますが、そのことについて部長さん、可能でしょうか、お伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 一応、先ほど市長が申しましたように、いろいろ対応がおくれましたことを、まずもって反省いたします。今後また議員さんとも相談させていただきたいと思うんですが、説明会におきましてもいろいろな対応、新しい横田の先生の状況も3月に入ったらたびたび横田の方にも来れるというような状況も伺っておりますので、今後、北生地域の診療体制、往診も含めていろいろな面もまず詰めながら北生の方へ入っていきたいというふうな感じを持っていますので、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 担当部長さんの方からもそのような成り行きのお話でございますので、ぜひともこの辺は、現在ある地域の不安や不満の解消に努めていただいて今後とも地域の皆さんの理解のもとに進めていただきたいと、このように思うところでございます。

そこで、先ほども緩和措置について少しの話もありましたが、部長さんにお伺いしますが、いわゆる週何回かの北生診療所を開所するというお話もこの前させていただいたこともありますが、これは可能か不可能か。あるいは生活習慣病等の発見のための地域での集会所などを利用して健康相談会を定期的開催するといったようなことについて、今後取り組んでいただけるようでございますでしょうか、お伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 重本邦明君。

○重本福祉保健部長 北生診療所の閉院に伴いまして、議員おっしゃられるように週何回か、1日でも2日でもいろいろ開所できないかいうところにつきましても調査研究なり、上部機関の方とも協議させていただきましたが、機器についても土本病院さんが持って帰られる、所有のものもありますし、市の所有のものにつきましては、もう昭和53年、32年たっておりますか、こういうことの中で、いろいろな機器も古いし薬品関係、いろんな医療器具につきましてもすべて、またあこへ診療所いいますか、出張診療所のようなものをいうことになると、同じように病院いいますか、設備を整えなくてはいけないということで医療法上のいろいろな課題がありまして、なかなか出張診療所の開設いうことは難しいような判断をしております。

それと、医療機関への通院は交通インフラなり、またいろいろありますが、議員おっしゃられるように地域医療につきましても地域住民の方々の健康上の不安、いろんなこと相談につきましても保健師も本庁へ担当もおりますし、そこらも含めて支所の方も保健推進員ですか、そこらも含めてもいろんなつくる中で地域の住民の方々の健康相談とか、いろんなところにつきましても今後取り組んでいきたいように思っております。よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 ご答弁いただきました。積極的な今後の対応ということで理解をさせていただきたいと思っております。

北生診療所に関しましては以上で質問を終わります。次の項目に入りたいと思っておりますが、給食調理場についてを通告いたしておりますので、この件で質問いたします。

安芸高田市の給食センター事業計画は現在進められておりますが、現在の給食調理場の中でも見ますと、八千代、美土里、高宮等について

は施設も設備もともにまだ有効活用が可能なように見受けさせていただきました。したがって、後からもちょっと申し上げますけれども、この施設をそのまま取り壊すとか、そういうことでは非常にもったいないという気がいたしておるところでございます。したがって、農産物の加工研究施設であったり、あるいは地域住民の寄り合う場所、あるいは地域の食育の場、あるいは食生活改善の場所、そういったような何らかの有効利用、あるいは有効活用方法をぜひ模索していただく必要があるだろうというふうに思っておるところでございます。この辺について、市長の所見を伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 現在の給食調理場の給食センター建設後の活用方法でございますが、基本的に学校に隣接する単独調理場及び学校敷地内に整備している調理場につきましては、学校教育での利活用を前提に検討する必要があると考えております。

また、学校附帯施設であることから、目的外の利用に当たっては財産処分の手続など一定の整理事項が生じますが、地域の皆様などから幅広く意見を聞き、状況を見ながら有効活用できる方法を模索してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 今、答弁をいただきましたところですが、まさにそのとおりだと思うんですね。本当にまだまだすばらしい施設が残されるんです。まさにもったいないという気持ちが日常しておるところでございます。やはりこれはもう何らかの方法で地域、あるいは行政一体になって活用方法を考えていくべきなんだろうというふうに常日ごろ思っておりましたので、市長の方の所見を伺ったということでございますが、ぜひともその辺は市民とともに考えていただいて有効活用を促進していただきたいというふうに思うところでございます。

次の項目に行きますけれども、続きまして今の件でお話を伺いたいのですが、現状では調理場は私思うには8施設あるのかなと、自校方式も含めて吉田、八千代、美土里、高宮と甲田、向原といったところであるのかなと思いますが、こちらの方では現在、栄養士さん、あるいは調理師さん含めて調理スタッフの方が56名なのかなというふうに私では思っております。そうしますと、これが統合給食センターということになりますと、いわゆる人数もそこまで要らないんじゃないかなというふうにも考えますし、半数程度のスタッフでよくなるのかなというふうなことも懸念をするわけでございます。したがって、この1年間のうちにこの56名の皆さん方は、何でもどうなるのかなという不安もあろうかと思いますが、もしこれの今後の対策等についてお考えがあるのであればお伺いをするところでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 給食調理場に関する職員の雇用についての御質問でございます。

新たな給食センターの運営につきましては、施設管理から献立の作成、食材の発注及び検収などは市の責任範囲として直接運営をする方針であります。このため、栄養士については給食センターへの所属を基本とし、配置人数等については、今後精査をする必要があると考えております。

一方、給食センターの調理、配送業務につきましては、民間活力を活用した業務委託による運営を行うように考えております。このことから、現在の給食調理員の正規職員につきましては、一般職への職種転換とともに、一部の職員は保育所調理業務へ配置転換を行い、3歳未満児の給食調理に従事する方針としております。

また、臨時、非常勤等職員及び派遣職員の方につきましては、市民の雇用確保に努める観点からは、委託先への再雇用のあっせんなどを中心に雇用の確保について最大限努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 答弁いただきましたが、今まさにそのとおりの答弁の内容でございます。特に臨時職員さんあたり非常に不安を抱えた1年になるのかなというようなことも考えておりますし、今答弁いただきましたように、できるだけ雇用をしていただくように努力をしていかないと、また不安が解消できないのではないかというふうに考えておりますので、ひとつその辺を十分に配慮いただきたいなというふうに思っておりますのでございます。

それで、最後の質問になろうかと思いますが、市長にお伺いをいたします。冒頭の北生診療所の質問をいたしましたけれども、北生診療所、あるいは美土里町の場合に限っては、美土里町の給食調理場、それからもう一つ申し上げますと、公民館であったり勤労者体育センターであったり、ひまわり保育所であったりといったものが旧北生中学校の跡地の一定の集合施設として、地域のにぎわい、あるいは中核拠点施設として整備をされてきた地域なんですね。実はその辺を考えますと、今回北生診療所が閉鎖になる、あるいは給食センター、つまり調理場も統合される。もう一つには、今聞き及んでおるところによりますと隣接する勤労者体育センター、今1名の管理者を置いてもらってますが、これもこの4月からは、かぎ管理ということで管理者を置かない施設にするというようなことになっております。

隣には35名だったですか、ひまわり保育所があって子供たちも元気にしておるわけですが、そうすると保育所を除いて多分、現在、美土里町の給食センターには7名の方々に働いてもらってますし、北生診療所の方には看護師さんと事務さんとで2名、それから隣の勤労者体育セン

ターには1名とあって、10名プラス保育所といったところで非常ににぎわっていた地域でもあるんですが、これが今おっしゃっていただくような先ほど来の質問のようなことで一挙に3施設から撤退をするといったような形になるんです。

何が言いたいかといいますと、そうはいいまして市長さんの政治方針の中では常に地域間格差はない施策を必要とすると、あるいはしっかりとした方針と計画で地域格差のない施策を実現しなくちゃいかん、あるいは女性、老人、だれもがどこにいても社会に参加し、安心して暮らせるまちづくりをするというように、基本の理念をずっと私は貫いていただいているのかなというふうに思っていますが、まさに今回、地域から2つの施設がなくなって人員的には10人の人がそこから要らなくなるというか、他へ引っ越すということになる。小さな子どもを抱えた保育所だけがそこに残ってくるというようなことになる。非常に疲弊を感じる地域の状況になってくるのではないかということを非常に懸念をするわけでごさいます、これは今回の美土里町にあらわれた姿だけでなく、今後いろんな市全域においての施策展開がなされていく中で、こういった周辺地域っていうのはどんどんふえてくるのではないかというふうに非常に懸念をいたしておるところでごさいます、こういった地域が出てくるということ、だからこそまだ利用できる施設は今後とも有効利用していくよといったようなことが特に必要なんだろうと思うんですが。

本当に最後になるんですけれども、こういったその地域の疲弊、あるいは地域間格差を増大させるといったようなことが今後の施策展開によっては出てくるのではないか、安芸高田市には一極集中ということの中に歯車がかかる一方で周辺地域に疲弊がどんどん進んでいくんじゃないかといったことが、今回の例を見てもわかりますように今後とも進んでくるような気がいたしますが、その辺に対する市長の根本的な基本理念の中には地域格差をなくさなきゃいけないということ書いてあるんですけれども、今後の、今現在の市長の基本理念を、こういったことに対してどのようにお考えなのか、今後どう施策方針をとっていけばいいのか、このようなことについてお伺いをして私の質問を終わりたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 大変難しい課題の御質問であります。

非常に大事なことなんで、要はやっぱり今までの形態ではいれなくなったと、こう、いわゆるその施設のあり方を再検討していかんやけんと思います。例えば、先ほどから申し上げてます老人をケアする施設とか、今の時代に即した施設の展開がまたできれば残していけるといいますんで、前にあったから置けとか言うんじゃないしに、今の実態を綿密にこれからも調査していきたいと、利用状態がないんであれば方向性を変えていきたいと思っております。

これ、このことはやっぱり昔の市町の考え方と違まして、言うたら、

過疎債に見てもらえるよとかこういう状況ではないんで、行財政改革ということも視野に入れながら是が非という仕分けをしていかなくちゃいけないと思っております。今度だれが仕分けをしていくかということになりますと、これもやっぱし皆さんと協議しながら、やっぱし先ほど出てますように市民に公表しながら納得いく形で方向を決めていきたいと思っております。

前にあったから要るとかこういう概念じゃなしに、今後こういうような施設に使えるよという提案も市民の方からいただきたいと、いわゆる有効活用していくことは大事なことで、ただ、今施設の活用がないのに置いてけやというのは今の行財政改革をやっている意味からも非常にそれは立場にあるんで、この辺のところをしっかりと均衡を保ちながらこの問題については対処していきたいと。我々も今の施設の状況について、正確に実態を把握させてもらいます。その上で皆さん方に提示した上で、ほいじゃ要るんか要らんのかという議論もしていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。決して、要らんという意味じゃなしに、こういう工夫をすれば行革になるよとか、そういう観点からも御指導のほどをお願いをしたいと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

これをもって水戸眞悟君の質問を終わります。

この際、4時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時01分 休憩

午後 4時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

12番 秋田雅朝君。

○秋田議員

12番 秋田雅朝でございます。通告書に基づき、大枠3点について順次質問をさせていただきます。

まず1点目の歳入財源確保対策についてでございますが、歳入財源確保は将来にわたり持続可能な健全財政を維持しながらさまざまな行政需要にこたえていくためのものであり、健全な財政運営の根幹をなすものと認識しています。そうした観点から、財源確保対策について3項目質問をいたします。

まず、市税増加対策についてであります。市長は施政方針の中で、景気悪化に伴う個人、法人所得の減少などにより市税の大幅な減収が見込まれるなど、今後の財政運営は一段と厳しさが増すことを指摘されています。確かに決算状況では19年度から減少傾向に転じて、その後減少傾向が続いていると認識いたしており、今後もその可能性は高いと自覚せざるを得ない状況だと思っております。また、第2次行政改革実施計画書でも財政の健全化に徹した改革として持続可能な財政基盤の確立として9項

目を提示され、今後の取り組みを計画されています。今年度は例外として、平均的に歳入予算の18%前後を占める市税確保は重要課題ととらまえられ、対策は重要施策と考えます。そうしたことから、市長が考えておられる市税増加対策の具体的施策は何かお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。

市税の増加対策についての御質問でございます。税収の増加要因としては、企業誘致による法人税の増収、雇用の場の確保による市民の所得の増加、あるいは人口増による生活経済の活性化などが考えられます。しかしながら、一昨年からの世界経済不況が我が国にも深刻な影響を及ぼしております。二番底を脱したとの見方はあるものの、決して楽観できる状態ではないと認識をしておるところでございます。こうした状況下ではございますけど、厳しい財政状況の中でも、市道改良、上下水道整備などの社会的インフラ整備、ファミリーサポート事業など子育ての支援対策や、市民総ヘルパー構想に基づく生活・介護支援サポーター養成事業などを実施し、さらに新年度において、多文化共生推進室を創設し、在住の外国人に対して支援を行おうとしており、ハード、ソフト面、施策両面において受け皿づくりを進め、発展の基盤づくりに努めておるところであります。

このような状況でありますから、より一層、税の徴収確保に努めなければならないと思っております。そういうことから、税収確保対策として、次年度も徴収専門官を登用し、職員の徴収技術の向上と収納の確保に努める所存でございます。

また、滞納対策として、不動産のインターネット公売を取り入れ、徴収の強化を図る予定しております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいまの市長答弁では税収確保対策として企業誘致であるとか、あるいは雇用の場の確保と、それから市民総ヘルパー構想等も含め、人口減対策、税徴収対策の徹底ということだというふうにお伺いいたしました。

実は、私は平成20年12月定例会でも今回と同じ質問を自主財源確保についてということで質問をさせていただきました。そのときの答弁として、市長答弁の方抜粋させていただきますと、やはり人口減の対策、そのための少子高齢化対策、企業誘致による雇用、働く場の確保、商工業や農業における新たな起業、定住対策などを充実させることで税の増加につながると考えているとの答弁をいただきました。

21年度を振り返られたとき、今申し上げた部分での市長の見解について伺うものでございますが、すなわち、今話をされました企業誘致である雇用とか働く場の確保であるとか、そのような施策が、どの施策が効

果があって、それからどの施策に課題が残り、このことを22年度にどのように反映されようとお考えになられてるかお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先般、企業誘致と申し上げましたけど、非常に状況的には不況的な状況であり、厳しい状況でもあります。にもかかわらず、先般も説明いたしましたけど2件と、今年度に当たっては農協の誘致ということに目鼻をつけてるところでございます。だけど、そのためにはやっぱり企業側の条件の条件緩和をこのたびの議会をお願いしてますけど、こういうことも大事だと思います、来る方の側に立ったですね。

将来的には、私いろいろ企業を見てましても非常に厳しい状況にあること、取り組んどることが、この安芸高田市の一番生き残る作戦になると思ってます。私のところに実はお医者さんが来てるんですよ。少子高齢化によって、あと5年後、10年後か、看護師さんの確保の自信がないと、日本人の。私はここへ看護師さん来んのじゃないかという気がする。来んですよ、もう少子高齢化で看護師さん少ないわけですから、たとえおられても県病院とか大学病院とかに行かれて、個人病院なんか来ない。沢崎病院とか、徳永さんとか、あの平岡さんとか、来ないせいぜい心配しておられます、お医者さんが。私は全くそのとおりと思ってます。そのためにはどうすりゃええかと。それともう一つは、こういう今の既存の福祉産業もそうです。今のヘルパーさんも不足してきてると。それともう一つは、こういうこと以外に工場です。まず、企業誘致どころか、企業を安芸高田市からよそへ持っていかにかいけんとか来ておるんですよ、工場主が、どうしたんかと聞いたら、将来的にわたって従業員の確保をする自信がないとおっしゃってる。するとしても、やっぱり外国の方にゆだねにかいけんということです。そのために、今最大限の今考えてるのが多文化共生を言ってます。これを今こうかという意味じゃなしに、もう絶対にこれ4年後とかには効果出てくると思います。

このことは甲田町らにおいても、例えば、わいわい祭りで甲田工業さんかな、いわゆる職員を非常に大事にされとります。こういうことから、ちょっとカンニングでこういうこと考えついたんですけど、先般も東京へ行って調べたら非常に労働省も大事なことだ言ってます、これは。このことを安芸高田市として打っていきたいと。まずは企業誘致どころか、この企業を逃がさないようにと思ってます。このことは企業だけじゃ、農業にしても言えます。担い手の確保で、いわゆる少子化によって日本人の方に期待はできんところを、そういうことを考えていっております。このことは国際交流と違いまして、これは多文化共生というたら、実際に生活をともにする世界をつくるべきですよ。住んでもらって、ちゃんと日本にいる安芸高田市を理解してもらってここは住みよいところだと、子ども連れて来てもいいと、将来住みたいと、独身が来られたら地元の人と結婚してもええじゃないかというような生活をともにした環境

づくりということでっております。まず、このことをしっかり市民と一緒に考えてることによって、いわゆる他の自治体とは比較にならないぐらい、この安芸高田市の魅力が増すんじゃないかと考えております。

すぐの効果が、議員さんおっしゃるような何かあったらいいんですけど、プレミアム商品券を発行しましたが、なかなかこの成果というのはよかったと言う人もおってんですけど、いや、定量的、定性的にはうかがえるんですけど、ほいじゃ何ぼの経済効果というのがなかなか見出せんんですけど、こういう対策については随時やっていくつもりですけど、今みたいなような抜本的なことが将来の安芸高田市を救うんじゃないかと思っております。このことによって、やっぱり担い手をしっかり確保しながら、この安芸高田市の存続をかけたことにしていきたいと思っております。このことがやっぱり、さきの税金の増加にもつながるんだと、企業が逃げて安芸高田市民がよそに出稼ぎに行くようなことになったんじゃないあ税金対策にならるので、この大きな課題があることを注視してもらいたいと思います。そうかといって、現在の企業に対しての誘致は努力をしていきたいと思います。職員の努力の結果、今この不景気の中3件ぐらいの話がちゃんとありよるわけですから、しっかりこのこともやっていますけど、あわせてこの逃げない対策というのもしっかり考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。これ、企業誘致だけじゃなしに、農業の問題についてもそうです。しっかりこの担い手の確保というのは大事な課題としてとらえております。このことが、やっぱり税制の対策になるんだと私は思っていますので、またよろしく願いしたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 今、答弁をいただきましたように、2企業も誘致されるとか、また、多文化共生による対策だということで、私も先ほどちょっと申しかけたんですが人口減対策、逆に人口増対策ですね、これが市税にとっては一番大切だというふうに、私に限らず皆さんそう思われると思うんです。ただ、その人口増対策をいかに実行できるかというのはいろんな考え方もありましようし、施策でも対応せないけんというふうには思います。

そうした中で、私は違った意味で、市長さん施政方針にも書かれてありました集中と選択という形を活用していくべきだというふうに思うんですね。それで、私が言う集中と選択というのは、やはり今答弁もいただきましたけど企業、要するに商業であるか工業であるか、農業であるか、きちんとした将来像を持たないといつまでたってもなかなか市税の増には、人口増ですね、イコール市税増にはつながらないというふうに考えるんですね。そこらあたりでしっかりとした施策を、将来的な施策を考え、あるいは見据えた取り組みをしていかななくてはならないというふうに思うんですが、そこらあたりを再度、市長さんにお伺いいたしたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私はさっき申しましたのは、当然この選択と集中という前提があつての話でございます。この安芸高田市にとって、どういう産業がちゃんと飯食える材料になるかということはしっかりと選択をしていきたいと思っております。それを考えても、農業の課題というのは今まで先人がいろいろ考えても非常に難しい課題がございますけど、そういう職業の選択とあわせて就労の場を確保していかにかいけんと思っております。

安芸高田市、兼業農家がほとんど多いんですね。やっぱり働く場の確保をしてあげないと、次の展開もなかなか難しいじゃないかと思っております。農業につきましては、幸いこのたび給食等の地産地消の展開がございます。このことが画期的な転機でございますので、給食にとつての、いかに今後の安芸高田市の農業の振興にプラスになるかということはこれからやっぱり我々も頑張っていかにいかいけんと思っております。こういう施策を通して、しっかりとした皆さん方に期待の持てる営農業振興にも努めてまいりたいとかように思っておりますので、御理解を賜っております。ここ一、二年がこういう給食センター等の、いわゆる要因があるわけですから、これをちゃんと生かさん手はないと思っております。なかなか農業問題については難しいことなんですけど、知恵を出し合つてしっかりと考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 農業振興についてはまた後ほど質問を、時間があれば質問項目を上げておりますので、質問をまたさせていただきたいと思っております。

それで、次の質問に移りたいと思っております。財政健全化方策による確保対策ということで、まず1点目として、未利用地の売却、貸し付け等の有効活用は図られているかという点でございます。財政健全化方策の中で平成20年、21年を振り返ったときに健全方策と目標効果額で未利用地売却の推進等が上げられておりましたが、その結果をどうなっているのか、また、現在どのように感じておられるのか、まずお伺いしたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの未利用地の売却、貸し付け等の有効活用を図っているかどうかの御質問でございます。

昨年5月に公有財産取得処分等委員会を設置いたし、売却価格の評定などを行つて、遊休未利用地の売却促進を今図っているところでございます。

本年2月23日までの法定外公共物を除いた売却実績は7件で、金額は2,217万7,000円余りとなっております。次に貸し付けでございますが、

本年2月23日までの貸し付けの実績は34件あります。金額は1,159万2,000円余りとなっております。現在、公募抽せんや入札などの研究と土地の評価を行っているところでございまして、遊休未利用地を早期に処分して、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいま答弁をいただいた中で金銭的なことも答弁をいただきました。合計で約4,000何万の利益が上がったと、利益というか売却額が上がったということでございました。

それで、公有財産等の委員会を設置されて検討もされているということでございまして、私も昨年の質問の中では行政目的で使用しない普通財産については売却可能な遊休地の洗い出しを行い、これが検討委員会の設置だったと思うんですが、洗い出しを行い、それから来年度、要するに今年度においては売却が可能と判断できる未利用地の売却を進めるために売却広告看板の設置や広報の取り組みを予定されてるというふうになっておりますが、そこらあたりの状況はどうなってるんかお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 御質問でございますが、現在、先ほど市長の方から答弁申し上げましたように、公共財産取得処分等委員会を設置をさせていただいて、財産の処分等についての協議をする場を設けさせていただいたということでございます。これによりまして売却等の対応への事務処理が迅速になったということで、これまで対応をさせていただいておるということでございます。また、先ほどもありましたように公募抽せんや入札等についても現在研究をしておるという段階でございまして、特に地域の皆さん等の要望にこたえるような状況を、環境整備をしていって、さらに遊休未利用地の処分につながるような手法を取り組んでいきたいというふうを考えておりました、現在そういったことにつきましても研究をさせていただいておるという状況でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 状況はお伺いいたしまして理解したと思っておりますが、今後の取り組みについて伺うものですが、今年度は消防団の詰所土地売り払いとかいうような予算が計上されていたと思うんですが、今後、金額的にはちょっと今出してくれいうのも無理でしょうが、今後の取り組みにおいて効果は大体どの程度あるかというような認識は持っておられて取り組まれるのかどうかということを再度お伺いいたしたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

- 清水総務企画部長 具体的な今後の見通しということを経済効果という数字でということになりますと、非常に現在の段階では難しい状況でございます。現在のところ、財産の取得の申し出等も話も現在進めさせていただいておるといような状況もございまして、今後においてもそういった形で、要望にできるだけ応じられるような状況というものをこちらで条件整備をしていきたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。
- 藤井議長 答弁を終わります。
秋田雅朝君。
- 秋田議員 それでは、その次の質問に移させていただきたいと思いますが、財政健全化方策による確保対策の中で企業広告の導入などによる確保状況はということを出していただいておりますが、この点について、平成20年の目標効果額2,000万円だったと思うんですが、2,000万円の目標効果額等を財政健全化計画の方策の中で提示されておられますが、このあたりは達成されたように感じておられるかどうかお伺ひしたいと思います。
- 藤井議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 企業広告等による財源の確保状況でございますが、ホームページや広報紙、封筒等などへの企業広告掲載による自主財源確保の取り組みにつきましては行政改革実施計画にも掲げており、平成19年度に基本指針を定め、平成20年度より具体的な取り組みを行っているところでございます。
- その結果、ホームページへのバナー広告、広報紙への広告の掲載、また、広告を掲載した封筒を広告事業者から市に寄附を受ける方法などにより、平成20年度におきましては合計で465万円余り、また、平成21年度におきましては、81万円余りの成果を見てるところでございます。
- 議員、非常に申しわけないんですけど、目標には非常に達してないんですけど、こういう努力ということがこれからの行革につながってくると思います。こういう分野、不得意でございますけど、これから勉強しましてこういう収益が上がるようにまた努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 失礼いたしました。20年度におきまして、合計で46万5,000円、465万円と言いましたけど、46万5,000円の誤りでございます。21年度におきましては81万円の効果を見てるところでございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
秋田雅朝君。
- 秋田議員 数字の方、46万と81万という金額をいただきまして、私の方も間違えておりました。2,000万円は10年度で2,000万の経済効果目標ですんで、1年当たりだと200万円です。少し足りてはいませんが、市長さん答弁されましたようにその目標に向かって進んでいただきたいと思いますというふうに思います。

それで、以上3項目についてお伺いをしたわけですが、歳入財源確保対策の確実な実行こそが歳出削減対策も含めて財政健全化計画の確実な実施につながるというふうに考えるわけですが。そうした観点から、歳入確保対策と財政健全化計画実施に向けた今後の考え方、取り組み方について市長の見解を伺いたいというふうに思います。

○藤井議長 議員に申し上げます。一問一答方式での形での質問をお願いしたいと思えます。

秋田雅朝君。

○秋田議員 それでは、次の質問の方へ移らせていただきたいと思います。

大枠2項目めの、水道施設維持管理の民間活力の導入についてという件でございます。それで、水道施設維持管理の民間活力の導入については、施政方針において、上水道の整備について行政改革の見地から民間活力を有効に取り入れ、水道事業の全面委託を前提とした部分委託を当面推進してまいりますと表明されておられます。

常任委員会等でも水道事業第三者委託制度については包括的民間委託ということで報告等も受けておりますが、私が理解しているのは包括的民間委託とは水道施設管理であるとか、水質管理であるとか、給水装置の管理等を委託するものだと認識いたしております。先ほどの、当面は部分委託を推進し、将来は全面委託に取り組むということでございますが、そこらあたりの市長の見解と内容について、あるいは目標年度等はどうかということについてお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 水道施設の維持管理に係る第三者委託につきましては、水道法上の責任を負う形態での委託であります。従来の委託とは異なります。このため、受託者に対し一定の経済力、技術力を備えた上での業務実績が必要でございます。

現在、広島県内に主たる営業所を有する事業者の中に、この条件を満たす事業者は見当たらない状況があります。水道施設の維持管理業務につきましては、当面は通常の業務委託により執行いたし、実務経験を経た後、水道法に定める第三者委託に移行する計画としております。あわせて、水道料金業務等につきましても、第2次行政改革の大綱に基づく事務事業の見直しの観点から順次業務委託を進め、最終的には包括民営化が必要と考えております。

私といたしましては、この包括民営というのはどこでもええというんじゃないしに、まずは信頼の置ける会社、例えば一部上場会社ぐらいの会社を思ってます。いや、市長、申しわけない、不渡りを出したけえ、あしただめになった言うてきても困るんで、もう100%安全というような会社を選定したいと思っております。それともう一つは、目の届くところで、指導のできるところでの会社であってほしいと思えますね。もう一つは、なぜそう言うかというたら、我々、経済体制、今地域の小さい建設

業者とか水道業者がおりますんで、これらをうまく育成していかにかいけんで、これ、よその業者がとって安いかえ東京の業者使うてもろうたんじゃ困るわけで、その辺の指示がいけるような体制づくりをしていきたいと、そういう意味で近くで信頼の置けると、そういう会社を模索していると。そのためには近くである程度実務経験をしてもらって、うちの体制になれてもらってということで部分的な業務委託ということを考えてます。

将来にわたっては議員ご承知のように包括民営化という方向に向かって努力していきたいと思っております。この時期につきましては、私個人的には、すぐもう二、三年と思うんですけど、いろんな実務もあるかもわかりません。早い時期ということで御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 県内にはそういった今委託できる会社はないんだということと、市長のお考えでは信頼の置ける会社で近くにある会社でないと、後々のことを考えたときということと、あるいは一応、個人的には市長は2年から3年が目標だというふうにお考えになっているというふうに理解させていただきました。

それで、この質問をさせていただきましたのは、その次に2項目めとして地域で運営管理をされている任意水道組合があるというふうに思っております。そこらあたりの今後について、やはり同じように考えていかなくはいけないんじゃないかというふうに思ってるんですが、そこらあたり、任意の水道組合等はどのくらいあって、それで、今後どのようにされるか、考えておられるかをお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 地域で運営管理をされてる任意の水道組合の今後についての御質問でございます。

市内では地域で設立されました管理運営されてる小規模の水道は多数ございます。設立の経過及び現在の給水状況も市町によってさまざまです。当面の間は現行での対応をお願いしたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

正確な数等については、担当部長の方から説明いたします。

○藤井議長 建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長 一部組合等事業所の関係の任意の水道の関係の数にお尋ねでございます。

現在、水道課の方で承知しておりますのは、事業所関係では7件、また、組合関係では16件と承知しておるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 任意水道組合ですか、13件ということで御理解させていただきたいと思います。それで、市長のお考えでは当面の間は現行で維持管理をしていただきたいというふうに答弁されたと思います。

私知ってるところの任意水道組合では、もう今までいろんな意味で運営管理の維持を含めて全部地域でやっておられたんですが、随分年数がたってきたら、要するに高齢化が関係してまいりまして、なかなか維持管理が難しくなってる地域もあるんですね。そこらあたりの今後の運営管理を考えたときには、早急にやはり市の方で管理していただきながら将来の包括民営化あたりへ同じように進んでいくような形が好ましいんじゃないかというふうに考えるんですが、ただ、それにはいろいろな課題があるとは私も今思います。ただ、市長も施政方針でもおっしゃっておられました、市民生活の安定確保をまず最優先ということで掲げておられます。そういった観点から考えさせていただきますと、どうしてもこの問題は早急な市の方への管理が必要だと思うんですが、そこらあたりを、ご見解をお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今後、任意水道組合の取り組みにつきましては、水道組合が設立した経緯とかいろんな経費負担の問題ありますけど、そういうことを加味しながら皆さん方の御理解を賜るように指導していきたいと思っております。場合によっては直営もあるかもわかりませんが、場合によっては地元管理ですよということもあるかもわかりませんが、実態をしっかりと把握した上で市民の方々の納得する形で対処してまいりたいと思っております。最終的には包括的に一元で管理するというところで進んでいきたいと思っております。当面は皆さんに御迷惑かけないように現況の体制を維持していきたいと、かように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

3項目めの、野菜生産供給体制の充実についてということで数項目上げさせていただいておりますが、質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。農業技術指導員増員効果についてということで上げさせていただいておりますが、増員効果という言い方が正しいかどうか私もわかりませんが、本市の方も地産地消の推進により平成22年度は地産地消行動計画を策定され、それから市内農産物の安定生産、あるいは流通、消費の方針を示し、地域内経済の還流と食農教育の拡大を図ることを施政方針で述べられておられます。加えて、野菜等の生産拡大推進については、広島北部農協の「GO55作戦」は重要な位置づけとなっており、農業技術指導員の増員と経営支援体制の強化、年間を通じて出荷可能な農産物の生産推進を掲げておられます。

そこで、今年度予算にも増額計上されている農業指導員増員効果をど

こらあたりに求められるんかということについて、市長にお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 農業技術指導員につきましては、現在1名体制で市内の農業技術指導に当たっていただいております。就農塾の運営、農産物生産農家等の相談や技術指導等、フル回転で指導をしていただいておりますのが現状でございます。アグリフーズや市内の産直市への安定供給に加え、学校給食センターへの地元農産物の供給など、今後ますます需要は拡大するものと考えております。そのため、平成22年度から農業技術指導員を増員して営農指導体制の強化を図り、年間を通じて出荷可能な農産物の生産拡大に取り組むたいと考えております。

特に、生産農家の実践指導に当たっているJA広島北部の営農指導員の技術指導等を行うことで、生産供給体制の強化に取り組むたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

質問の最中ですが、皆さんにお諮りをいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 ご異議なしと認め、本日の会議時間を延長いたします。

引き続き、発言を許します。

秋田雅朝君。

○秋田議員 現在、1名でフル回転ということで今後の需要の拡大も見込まれ、増員2名という体制で、なおかつ年間を通じて出荷可能な農産物の生産推進にかかわられ、JA広島北部農協の営農指導員の指導ということであったと思いますが、そこらあたりで営農支援体制の強化という点から増員ということは私も理解できますが、農業技術指導員、要するに行政の方の営農指導員がJA北部の営農指導員の指導というふうに、さっきおっしゃられたと思うんですが、そこらあたりが連携もとっていかなきゃいけないだろうし、本当に農家で必要な状況の中では、本当に連携してしっかり農家を回っていただきたいというふうな観点があるんですが、市長はそこらあたりどのように思っておられますか。お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このJA北部の農業指導員の技術指導というのをを行うということでございます。相当な技術力を持ったものが指導せにゃいけないということで、今後ともJAとの連携を今以上にとって、しっかりと出荷可能な農産物の生産拡大に取り組んでいきたいと思っております。

大きなことを望んではいけないんで、確実に営農指導をすることによって、やっぱし確実に一歩前進する営農体系をとっていきたいと、かよ

うに思っています。そのためには、こういう指導員のやっぱり地道な御指導が非常に大事と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2項目め、集出荷施設の整備の具体的な活用策はということで、今年度産地化を強化し、販路の拡大を図るための整備と施政方針ではお示しなされていますが、野菜生産供給体制の充実にこの整備はどのように結びついていくのか、あるいは具体的な活用策はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 集出荷施設整備の具体的な活用策についての御質問でございます。

この施設は、野菜の生産振興を強化する目的で整備するものでございます。事業主体はJ A広島北部で、この施設に導入する選別、洗浄、保冷、出荷調整を行う設備機器の購入には、単県事業を活用して助成するものでございます。

振興作物であるブロッコリーやナス、白ネギなどについて、選別から冷水洗浄、真空保冷等の一貫作業による鮮度の保全と、品質の安定が図られる作業環境を整えることにより、市場への出荷に加え、アグリフーズや産直、さらには学校給食への出荷を視野に入れながら、産地化を強化し、販路の拡大を目指したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 J A広島北部が主体で、それから選別、冷水洗浄、あるいは保冷と。作物がブロッコリー等だというふうに答弁を伺いました。アグリとか産直とか給食もですか、そこらあたりへの供給に結びつくんだというふうに理解させていただきました。

それで、この施設は市内一円のブロッコリーをそこに集めるものなのか、まず1点、その市内一円のものをそこに集めるものなのかどうかをお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

産業振興部長 金岡英雄君。

○金岡産業振興部長 ただいまの御質問でございますが、基本的にはその一カ所に集めて出荷をし、洗浄等も行って保管をします。それによって鮮度を保って販路拡大も図っていきたいということでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

生産者の意欲高揚、生産充実につながる取り組みはということでお伺

いしたいと思いますが、野菜生産供給体制の充実には何といたっても生産者の意欲高揚が不可欠と思われまふ。そのことが効果となつて生産充実につながるは私は考えるのですが、そうした取り組みについて、意欲高揚、生産充実につながる取り組みについて市長の見解をお伺いしたいと思ひます。

○藤井議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。
生産者の意欲高揚、また生産活動の充実のため、市の役割といたしましては、生産者団体であるJA広島北部との緊密な連携により、地域の農業者が安心して安定した農業経営ができる、または、生きがいを持って生産活動ができるよう支援していくことと考えております。

そのため、引き続き就農塾や産直塾の開催による生産支援、安定した生産条件整備としてパイプハウスの設置助成、また、増産と品質向上を図る観点から健肥堆肥の購入助成、近所の生産農家のグループ化の推進等、生産者の所得向上と生産活動のため、環境整備を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
秋田雅朝君。

○秋田議員 いろいろ助成等の話もいただきました。生産の方でJAとの連携ということでございましたけども、私がここで質問させていただいたのは、生産者、とりわけ野菜の生産状況が少なくなつていふ中での生産者の意欲高揚をしっかりと高めていかないと生産充実にはつながらないんではないかというふうな考える観点からこの質問をさせていただいたんですが、とりわけ抽象的な質問にはなるかもわかりませんが、そこらあたりの施策展開、要するに意欲向上の施策展開を、JAと連携はわかりますけども市としての対応として何か対策をとらなきゃいけないんじゃないかという観点でこの質問をさせていただいておるわけなんですけど、市長はそこらあたりどのようにお考えで、どのように取り組まれるかお伺いしたいと思ひます。

○藤井議長 答弁を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 いわゆる生産意欲の向上という、やっぱり農作物が安定して売れるとか、いわゆる付加価値をちょっと上げてもらうとかというのが、これが大事だと思つてます。

行政といたしましては、やっぱり安定供給はお願いをしていかにやいけませんけど、あわせて付加価値の向上、例えば新鮮さとか無農薬とか、このように付加価値を上げることによってやっぱり所得の増大も、これも考えていかにやいけんと思つてます。それから安全という意味で、私のいわゆる行政の証明をつけてあげるとか、こういうきめ細かな施策が要るんじゃないかと思つてます。

要はできたものを安定して、やっばし所得を得られるような施策の展開ということなんで、行政といたしましてもその辺を見据えながら、農協に頼るわけじゃあ、農協というんじゃなしに、行政としてもその辺の支援は検討していきたいと考えておりますんで、御理解をしていただきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 所得向上施策の展開を図ることがすべてだというふうに理解はさせていただきました。そういった中では、行政、JA、しっかり連携をしていただきまして、しっかり生産が向上するように努めていただきたいというふうに思いますが、それに関してまた次の質問の方へ入らせていただきたいと思いますが、4点目の、アグリフーズなどへの供給促進についてということでお伺いしたいと思えます。

野菜生産供給体制の充実、今質問させていただきましたけども、この充実がないとアグリフーズであるとか、産直市であるとか、統合給食センターへの供給、本当にもう来年度に迫ってきておるという関係の中では、もう難しいんじゃないかというふうに私は判断するんですが、この供給促進について具体的にどのようにお考えなのかお伺いしたいと思えます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 アグリフーズやたかた産直市、産直市場イチクラ等への野菜の供給につきましては、担い手の高齢化に伴う出荷量の減少を懸念しております。安全で安心な農産物を求める消費者ニーズの高まり、徐々に産直市等での販売量が増加傾向にあること、さらには学校給食への地元産野菜の安定供給等から、早期に生産出荷体制の強化に取り組まなければならないと考えているところでございます。

そのため、さきに述べました野菜の集出荷施設の整備とともに地産地消を推進し、パイプハウスや健肥堆肥の購入助成等、生産基盤の整備、また農業技術指導員による指導体制を整え、新たな生産者の確保などを図りながら、野菜の生産出荷供給体制の強化をJA広島北部との緊密な連携をもとに推進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、農家所得の安定的な収入の確保に努めてまいるのが第一だと思っておりますんで、御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 野菜生産供給体制の充実についてということで、4項目質問をさせていただきました。それで、この項目は切っても切り離せない、全部が同時進行のように進んでいかないと、当然先ほど最後に質問させていただきました供給促進にはつながらないと。そこらあたりは市長さんの答弁もいただいたかと思うんですが、再度伺いたいのは、そういったことを

行政とJAとしっかり連携は当然とっていかれるということはよく理解できます。そうした中でやはり行政を、このことを、野菜生産供給体制の充実を図るために行政としては本当にどういうことをしていかなきゃいけないかという施策も含めて今後の展開をどのようにお考えなのかをお伺いいたしまして、私の最後の質問とさせていただきます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほども述べたと思いますけど、今後の展開は現在の安芸高田市の与えられた現実ですね、例えば学校給食の課題、ここをうまく生かして地産地消、地元の方々に安定した供給体制を見据えてもらうということと、それからもう一つは、皆さん方にいわゆる農家の方々も付加価値の向上にも努めてもらうということでございます。どちらにしても農家の安定的な経営を見据えた政策展開が大事だと思っております。

今までやっぱり農業というのは非常に難しい課題なんで、こういうことを踏まえて行政もしっかり頑張っていきたい。加えて、現在供給地がアグリフーズとか産直市とかあるわけでございますけど、さらなる供給を安定的な供給地もちゃんと確保しとかにやいかんと思っております。これを見据えた上で安定的な農業の展開にいかないと、つくったのはええが売れんかったじゃ困るんで、今ちょっとうれしい悲鳴があるんですよ。野菜が足らんと言われてるんですね。本当はそのままじゃないんですね。やっぱり価格の問題とか、つくっても収益にならんからつくらんのであって、そこがやっぱり業として確立できる仕組みをつくるのが一番大切だと思います。皆さんが安心して息子に、おまえ農業やってみいやと、野菜やってみいやと言える体制づくりができるかどうかだと思いますけど、この問題非常に難しいんですけど、努力目標はその辺においてしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わり、これをもって秋田雅朝君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員 市民クラブの亀岡等でございます。通告をしております市道の改良整備に関係して、市長に質問を行います。

本市内には、改良を必要とする路線や合併前に各町で改良を計画されていた路線がございます。しかし、そうした路線の改良については、合併時点において工事中の路線の改良を済ませた後に取り組むという協約条件で先送りされてまいりました。ご承知のとおりであります。

さらにこの間、国県を初めとする財源難を理由に新規事業の抑制の動きも出てまいりまして、そうした状況のもとで工事中であった継続事業も当初の予定よりおくられていることも事実であります。合併後、既に7年目に入りますが、今なお新規の改良事業への道は開かれていない現状でございます。地域振興、環境整備等、また、日常生活の安全安心の確

保等において、道路の改良整備は最も基本的条件であることは申し上げるまでもないところでございます。

市長におかれましては、未改良の市道の整備については現在どのように考えておいでなのか、まずはその方針や見通しについてお伺いをいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの、亀岡議員の御質問にお答えをいたします。

市道の改良整備についての御質問でございます。中山間地域である本市にとりまして、特に道路への依存度は高く、道路改良等のインフラ整備に対し、市民からの要望も多いことは十分認識しているところでございます。道路の改良整備につきましては、実施計画を作成し財源的なものを検討した上で、年次計画のもとに実施をしているのが現状でございます。しかしながら、道路財源等は国、県におきましても大変厳しくなっていることは御承知のとおりでございます。安芸高田市におきましても例外でなく、当面は市総合計画及び財政推計を考慮しながら対応してまいりたいと思っております。

国におかれましては、コンクリートから人へということで非常に道路財源厳しい状況になっております。だけど、どうしても市として要る道路につきましては、6年前からの皆さんの要望ですから、市の財政でもできるような仕組みをつくっていかにかいけんと思っております。そのためには、例えば待避が不可能なところを待避所を設置するとか、どうしても冬場にカーブが困るとか、こういう当面の課題についてしっかり整理しながら少ない財源でも対応できる仕組みづくりをしていかにかいけんと思っております。そうかといって、国、県の道路財源をとってこんどいけんというんじゃないです。しっかり今まで以上頑張りますけど、非常に現政権ではハードルが高くなっているということを御理解を賜りたいと思います。単市でもやるぐらいの、そういう行政需要がしっかりあるかということは十分調査をさせていただいて取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 関連しまして、引き続き質問をいたします。

さきの通告におきましては、美土里町内の路線の状況を通告をしておりますので、ここで触れておきたいと思っております。特に通告では小谷線の市道の件について申し上げます。

小谷線は総延長2,541メートルで、それに関係する地域住民の戸数は現在24戸であります。また、町内には消防車の通行も、どういいますか、危険を伴うというような幅員の非常に狭い未改良の路線もありまして、そこらの住民の皆さんの改良への期待は非常に大きいわけですが、さっき申し上げました小谷線は、実は合併前の美土里町の時代において

美土里町過疎地域自立促進計画においては道路改良事業の年度は、その第1号ということに位置づけをされておりました。

こういうことを言うのはなんですが、合併がなかったら実は道路の町においての次なる改良計画、平成16年度にはこれを具体的にその運びになっていたのではないかというふうに思っておりますが、いずれにいたしまして、住民にとりましては切実な要望が存在しておるわけでございます。

そこで、重ねてお伺いですが、今この合併時点での協定といいますか、結論として工事中の継続事業を進めるんだという、その事業が今日の時点でどのように進捗しているのか、そういった点の御説明を求めたいと思いますし、あわせてそのことについては、進捗状況によっては新規事業への取り組みの見通しというのは関係してくるわけでありますから、そこについてお伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私が引き継いだときは、やっぱり亀岡議員と全く同じこと。ただ、抜本的な、もう1回の見直しをせにゃいけんと言っています。本当に要る道路かどうかと、これ、農道があつてからもこういうんじゃないしに、やっぱり安芸高田市として必要なものは要るんだということをしっかり見据えた上で県にも提案していきたいと思っております。

ただ、さっき申し上げましたように、小谷線ですか、この道路につきましてどうしても防災上必要とあれば、やっぱり公共事業の採択もしていかんやいけん、ただ、欲しいけというんじゃないしに、やっぱりそういうトータル的な安芸高田市としての順位づけをしっかりと把握していきたいと思っております。

現在の進捗状況については、担当部長の方からちょっと説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

建設部長 廣政克行君。

○廣政建設部長 路線等の改良の進捗状況でございますが、お尋ねの合併当時、国庫の補助金事業関係でいいますと4路線、また、地方特定事業道路に関しましては17路線の当初の計画でございます。その後、道路の改良を進めまして財政計画等も年次割合もしておりますけれども、現在では21年度見込みでございますけれども、国庫補助事業が3路線、地方特定道路事業が2路線でございます。そのうち、かねて懸案でございました甲田の高林坊線、これが本年度完成いたします。よって、平成22年度におきましては国庫補助が2路線と特定路線が2路線という、今予算化をお願いしているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 大体、市としての考え方は理解をできます。要するに、財源問題を初

め国県の施策が非常に財政圧迫型になっておりまして、合併時点でこれからの改良をどう考えていくんかといった、その時点で考えていたような道路改良の事業の取り組みは難しくなったんだと。当然、今日時点で考えられるわけでありますが、そういう状況にあるということになりますと、では具体的にどのような今後の対応をするんかということの中で、実は、思いますのにこの財政難の中で、しかしどうしても改良を必要とするとみなされる路線については、やはりそれに適した工事のやり方とか、これいろいろあると思うんですね。ですから、申し上げておりますように、従来からの改良事業の申請を制度にのせてやれば、いわゆる道路構造令にのっとった改良等がもちろんやらなきゃいけないということになりますし、そうなりますと、なかなか事業の認可というのは簡単じゃないというようなこともあると思います。

ならば、そういった道路構造令に関係なしといいますか、せずつも地域の住民の皆さんがこうした道路なら利便性もあるし、それならよろしいんじゃないかといったような御理解もいただきながら、先ほど言われた必要な箇所を整備するとか、そういったやり方も当然しなきゃ、なかなか道路改良の恩恵にあずかることはできないというふうに思うんですね。

そういったことになると、やはりこれからの市道の改良についてはどのような方法で実施するのが最もよいんかといったようなことを市内全域について調査をすると、その上で先ほども言われましたような年次的な改良計画もつくっていくというようなことが必要じゃないかと思えます。そういった改良の必要性の把握から始まって、それをどのように整備していくのかというような実地に当たった調査をされていく必要があるというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょう。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。

私も全くこういうことを今ちょっと考えとったということです。特に市道、うちの市道につきましてはやっぱり国庫負担の財政を求めていきますけど、ハードルが高くなった分だけ、議員おっしゃるように必要性というものを調査して独自でできる範囲の事業を推進していくと。

このたび市道のリフレッシュ舗装というのを執行いたしましたけど、これは何もこの構造令とかいうんじゃないしに、市民の方々の利便性を主体に考えたもんでございます。こういう見地からもやっぱり当面困るところ、議員も御指摘のようにそういう角度から調査をいたしまして、やっぱり単市でも手に合うような道路改良というのはこれから大事だと思っております。ご同感でございます。早速、調査をして、こういう方向を定めていきたい。

そうかといって、国の施策とか国の金とる方向づけはしっかり頑張っていくますんで、単市でやらないけんようなもんにつきましては私の判

断でこういうところを優先的にやっていきたいと思います。まさしくおっしゃるとおりなんで、全部やらんでもええじゃないかとか、構造令にのらんでもええじゃないかとかいうことがございますんで、そういう見地からの道路改良を必要じゃないかと思っておりますので、御提言ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 最後に、もう少し申し上げておきたいと思います。

現在、市内に改良を必要とする路線といいますか、道路においては余り基幹的な路線等は少ないのではないかと思います。言ってみれば集落的な小地域における未改良の路線とか、そういったことにつきましては、先ほどの利便性の高いと言いましたが、現道の拡幅等によって使いやすい道路、もともといわゆる構造令というのはスピードを非常に重視して、Rとか幅員とかいうようなことを言うように私は見ておりますが、それにはこだわらないで申し上げましたように日常使っていく上で本当に使いやすい道路、通行のみでない地域の道路という特徴的な面を考えまして対応していくと。しかしながら、そうはいいまして市の財政力は小さいわけでありますから、できるだけ制度にのせて得られる財源はしっかり獲得といいますか、得ていただいて対応していただく、その点はしっかり努力をしていただきたいと。また、やっぱり早期に今後の対応に取り組んでいただきたい、このように思いまして、私の質問を終わらせていただきます。

答弁がある。（発言する者あり）

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほども申しましたように、ちゃんとこのことをしっかり調査しながら対応していきたいと思います。

路線の性格を十分見きわめていきたいと、将来的に国の事業にのず場合は、さっき言った待避所ですね、やっぱり将来の法線見据えた上の対処ということでやっとなないと、今度採択になったときに全然基準に合わんようになりますんで、路線の性格をも見ながら、議員のご意見も参考にしながらしっかりと早急にできる施策の展開を図っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で答弁を終わり、亀岡等君の質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。

次回は明日午前10時に再開いたします。大変御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 5時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員